

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

江東区自動車臨時運行許可に関する施行細則の一部を改正する規則(40)	2
江東区保健所長委任規則の一部を改正する規則(41)	8

◎規 則 (教)

江東区芭蕉記念館条例施行規則の一部を改正する規則(7)	9
江東区深川江戸資料館条例施行規則の一部を改正する規則(8)	11
江東区中川船番所資料館条例施行規則の一部を改正する規則(9)	14

◎告 示

指定地域密着型サービス事業所の廃止について(158)	18
指定地域密着型サービス事業所の指定について(159)	18
指定介護予防支援事業所を運営する事業者の指定について(160)	18
指定介護予防支援事業所を運営する事業者の指定について(161)	18
指定介護予防支援事業所を運営する事業者の指定について(162)	18
指定介護予防支援事業所を運営する事業者の指定について(163)	19
指定地域密着型サービス事業所の指定について(164)	19
指定地域密着型サービス事業所の廃止について(165)	19
指定地域密着型サービス事業所の廃止について(166)	19
指定居宅介護支援事業所の廃止について(168)	20
保管自転車の処分について（令和 6 年 4 月上旬）(173)	20
特別区道路線の区域の変更について(176)	20
特別区道路線の供用開始について(177)	23

◎告 示 (教)

令和 6 年第 4 回江東区教育委員会定例会の招集(6)	26
------------------------------------	----

◎告 示 (選)

令和 6 年 4 月 28 日執行の衆議院議員補欠選挙（東京都第 15 区）におけるポスター掲示場の設置(12)	26
選挙人名簿からの抹消(13)	43
選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、3 分の 1 の数及び 6 分の 1 の数(14)	43
令和 6 年 4 月 28 日執行の衆議院議員補欠選挙（東京都第 15 区）における各投票区の投票所について(15)	43
令和 6 年 4 月 28 日執行の衆議院議員補欠選挙（東京都第 15 区）における期日前投票所について(16)	45
令和 6 年 4 月 28 日執行の衆議院議員補欠選挙（東京都第 15 区）における在外選挙人の期日前投票所について(17)	45
令和 6 年 4 月 28 日執行の衆議院議員補欠選挙（東京都第 15 区）における投票管理者及び同職務代理者の選任について(18)	45
令和 6 年 4 月 28 日執行の衆議院議員補欠選挙（東京都第 15 区）における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について(19)	45
令和 6 年 4 月江東区選挙管理委員会告示第 19 号の一部改正(20)	45
令和 6 年 4 月江東区選挙管理委員会告示第 19 号の一部改正(21)	45
令和 6 年 4 月江東区選挙管理委員会告示第 19 号の一部改正(22)	45

◎告 示 (選挙長)

令和 6 年 4 月 28 日執行の衆議院議員補欠選挙（東京都第 15 区）における選挙立会人のくじを行う場所及び日時について(1)	48
--	----

◎告 示 (監)

令和 5 年度随時監査(工事)の結果について(5)	48
令和 5 年度財政援助団体等監査の結果について(6)	48
包括外部監査の結果に基づき講じた措置通知の公表について(7)	80

規	則
---	---

江東区自動車臨時運行許可に関する施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 4 月 1 9 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 4 0 号

江東区自動車臨時運行許可に関する施行細則の一部を改正する規則

江東区自動車臨時運行許可に関する施行細則
(昭和 5 5 年 4 月江東区規則第 3 0 号) の一部
を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

(表面)

自動車臨時運行許可申請書
APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE

※注 裏面をよく読んで太線を記入し、必要な書類を添えて提出してください。

車名 Maker of the vehicle	1 箱型 (Box-shaped) 2 ステーションワゴン (Station Wagon)
形状 Type of Body	3 バン (Van) 4 キャブオーバー (Cab-over)
車台番号 Serial No.	5 オートバイ (motorcycle) 6 その他 ()
運行の目的 Purpose	1 車検のための回送 (Inspection) 2 登録のための回送 (Registration)
運行の経路 Route	3 封印取付け (Seal) のための回送 4 その他 (Other) () 出発地 (From) 経由地 (Via) 到着地 (To) ※発着主要経路の地点名を記入してください。
運行の期間 Service period	自 (From) 年 月 日 ~ 年 月 日 (日間) 至 (To) ※目的達成に必要な最小限の日数を記入してください。 (通常、整備のための回送は 1 日間、車検及び登録のための回送は、1 ~ 2 日間です。)

裏面の注意事項に同意の上、上記のとおり臨時運行の許可を申請します。

年 月 日

江東区長 殿

住所 Applicant's Address	枚数 1・2
氏名又は名称 Name ※法人の場合は 代表者名も 記入してください。	No.
業 種 Type of industry	許可年月日 年 月 日
1 販売業 (Sales) 2 整備業 (Maintenance Services)	有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日
3 個人 (Personal) ※申請人と異なる場合のみ記入	返納月日 年 月 日
番号標受領者氏名及び住所 Recipient name Applicant's Address	備 考
	返納期限 年 月 日まで

(裏面)

◎ 注意事項

- 1 不正に許可を受けた場合は、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又はこれが併科されます。
(道路運送車両法第107条)
 - 2 臨時運行許可証及び番号標の有効期限が満了したときは、その日から5日以内に返納してください。この返納期限内に許可証及び番号標を返納しないときは、6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられます。
(道路運送車両法第108条)
 - 3 許可を受けた自動車であっても保安基準に適合しなければ、運行してはなりません。
 - 4 上記1～3に該当すると思われる場合は、本申請に関する情報を管轄する警察署に情報提供します。
- ◎ 臨時運行許可を申請する方は、下記の書類を必ず提示してください。
- 1 自動車検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、登録事項等証明書等
 - 2 自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。）
 - 3 申請人又は来庁者の住所が確認できるもの
自動車運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等

◎ 申請書記載方法

- 1 車名は、トヨタ、ニッサン、ホンダ、マツダ等と記入してください。
- 2 形状は、該当番号に○印をつけてください。「6 その他」の場合は、()内に自動車検査証上の車体の形状を記入してください。
- 3 車台番号は、車台に打刻されている記号番号を記入してください。
- 4 運行の目的は、該当番号に1つだけ○印をつけてください。「4 その他」の場合は、()内に具体的に記入してください。
- 5 運行の経路は、運行目的達成のための発着主要経路の地点名を記入してください。
(例 千代田区霞ヶ関～○○市～○○高速～○○市○○区)
したがって、都道府県内一円、市、町内等ばく然とした地域を記入したもの、車検切れの車を販売する等の目的で各地を巡回する場合は許可できません。
- 6 許可を受ける方は、申請人欄に必ず記入（申請人と来庁者が異なる場合は番号標受領者欄も記入）してください。

別記第 1 号の 2 様式 (第 2 条の 2 関係)

- 許可証及び番号標 (仮ナンバー) の取り扱いについて
- 1

この許可証及び番号標 (仮ナンバー) は、あなたが申請した車両及び許可された目的以外には使用できません。
- 2

許可証は、有効期間を表側とし、前面ガラスの見やすいところに表示してください。
- 3

許可証及び番号標 (仮ナンバー) を亡失又は著しくき損したときは、直ちに取扱い窓口まで連絡してください。
- 4

番号標 (仮ナンバー) は汚れを落としてから返納してください。
- 5

この許可証及び番号標 (仮ナンバー) は使用後速やかに返納してください。
有効期間満了後 5 日以内に返納しない場合、道路運送車両法第 108 条の罰則規定があります。
- 6

この許可証及び番号標 (仮ナンバー) は、

年 月 日

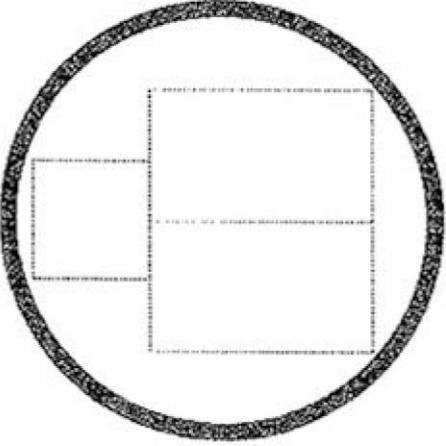
までに必ずお返しください。

〒135-8383
東京都江東区東陽 4-11-28
江 東 区 役 所
課 係
TEL (3647) 9111 (大代表)

(表面)

許可番号 第 年 月 日 江 東 区 長		臨時運行許可証 号	
臨時運行許可番号標番号	足立	—	江東
許可を受けた者の氏名及び住所又は名称及び所在地	TEL ()		
車名			
形状	1 箱型 2 ステーションワゴン 3 バン 4 キャブオーバーバ 5 オートバイ 6 その他 ()		
車台番号			
運行の目的	1 車検のための回送 2 登録のための回送 3 封印取付けのための回送 4 その他 ()		
運行の経路			
備考			

(返還年月日：)

有 効 期 間	から  まで
------------------	---

(裏面)

別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式（第 6 条関係）

臨時運行許可番号標 $\left[\begin{array}{c} \text{亡失} \\ \text{き損} \end{array} \right]$ 届出書

臨時運行許可番号標番号	足 立 一 江 東
臨 時 運 行 許 可 年 月 日	年 月 日
亡 失 又 は き 損 年 月 日	年 月 日
亡 失 又 は き 損 場 所	
亡 失 又 は き 損 理 由	
届 出 警 察 署	警察署
届 出 年 月 日	年 月 日

上記のとおり弁償金 2,000 円を添えて届け出ます。

今後、このようなことのないよう十分注意します。

なお、本件に関して事件が発生した場合は、責任をもって処理します。

年 月 日

江 東 区 長 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

届出者氏名

別記第 3 号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式 (第 6 条関係)

臨時運行許可証 (亡失
き損) 届出書

臨時運行許可証番号	第 号
臨時運行許可年月日	年 月 日
亡失又はき損年月日	年 月 日
亡失又はき損場所	
亡失又はき損理由	

上記のとおり届け出ます。

今後、このようなことのないよう十分注意します。

なお、本件に関して事件が発生した場合は、責任をもって処理します。

年 月 日

江 東 区 長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

届出者氏名

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区自動車臨時運行許可に関する施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 4 月 3 0 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 4 1 号

江東区保健所長委任規則の一部を改正する規則

江東区保健所長委任規則 (昭和 5 0 年 3 月江東区規則第 5 6 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条第 4 7 号の 2 に次のように加える。

- ケ 都規則第 27 条の規定による知事に提出すべき申請書等の受理
- コ 都規則第 28 条第 3 項の規定による知事に提出すべき申請書の受理
- サ 都規則第 30 条第 1 項及び第 2 項の規定による知事に提出すべき申請書等の受理並びに同条第 3 項の規定により知事に返還される登録者証の受理
- シ 都規則第 31 条の規定による知事に対して行うべき届出の受理及び知事に返還される登録者証の受理
- ス 都規則第 32 条の規定による知事に対して行うべき届出の受理
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行する。

規 則 （ 教 ）

江東区芭蕉記念館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 5 月 1 日

教育長 本 多 健一郎

教育委員 本 田 和 恵

◎江東区教育委員会規則第 7 号

江東区芭蕉記念館条例施行規則の一部を改正する規則

江東区芭蕉記念館条例施行規則（昭和 56 年 3 月江東区教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「施設利用承認書・領収書」を「芭蕉記念館施設利用承認書・領収書」に改める。

第 9 条第 1 項中「施設利用承認書・領収書」を「芭蕉記念館施設利用承認書・領収書」に改め、同条第 4 項中「施設利用変更承認書・領収書」を「芭蕉記念館施設利用変更承認書・領収書」に改める。

第 12 条第 2 項中「施設利用承認書・領収書」を「芭蕉記念館施設利用承認書・領収書」に改め、同条第 3 項中「施設利用変更承認書・領収書」を「芭蕉記念館施設利用変更承認書・領収書」に改める。

別記第 3 号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式 (第 8 条、第 9 条、第 12 条関係)

芭蕉記念館施設利用承認書・領収書 (控)

様

受 付 第 号
(承認日) 年 月 日
(入金日) 年 月 日

以下のとおり利用承認します。

N o	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

上記の金額を領収いたしました。

利用者番号

利用料金計	
うち消費税 (%)	
領収番号	

(指定管理者)

登録番号 : T

芭蕉記念館施設利用承認書・領収書

様

受 付 第 号
(承認日) 年 月 日
(入金日) 年 月 日
(指定管理者)

以下のとおり利用承認します。

N o	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

上記の金額を領収いたしました。

利用者番号

利用料金計	
うち消費税 (%)	
領収番号	

(指定管理者)

登録番号 : T

別記第 5 号様式を次のように改める。

別記第 5 号様式（第 9 条、第 12 条関係）

芭蕉記念館施設利用変更承認書・領収書（控）

様

 受付第 号
 （変更承認日） 年 月 日

以下のとおり利用変更を承認します。

	No	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
変更前	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
変更後	1					
	2					
	3					
	4					
	5					

右記の金額を領収いたしました。

領収金額	
うち消費税（ %）	
利用者番号	

（指定管理者）

登録番号： T

芭蕉記念館施設利用変更承認書・領収書

様

 受付第 号
 （変更承認日） 年 月 日
 （指定管理者）

以下のとおり利用変更を承認します。

	No	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
変更前	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
変更後	1					
	2					
	3					
	4					
	5					

右記の金額を領収いたしました。

領収金額	
うち消費税（ %）	
利用者番号	

（指定管理者）

登録番号： T

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区深川江戸資料館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 5 月 1 日

教育長 本 多 健一郎
教育委員 本 田 和 恵

◎江東区教育委員会規則第 8 号

江東区深川江戸資料館条例施行規則の一部
を改正する規則

江東区深川江戸資料館条例施行規則（平成 18
年 3 月江東区教育委員会規則第 12 号）の一部を
次のように改正する。

第 4 条第 2 項及び第 3 項中「施設利用承認書・
領収書」を「深川江戸資料館施設利用承認書・領
収書」に改める。

第 5 条第 1 項中「施設利用承認書・領収書」を
「深川江戸資料館施設利用承認書・領収書」に改
め、同条第 4 項中「施設利用変更承認書・領収書」
を「深川江戸資料館施設利用変更承認書・領収書」
に改める。

第 9 条第 2 項中「施設利用承認書・領収書」を
「深川江戸資料館施設利用承認書・領収書」に改
め、同条第 3 項中「施設利用変更承認書・領収書」
を「深川江戸資料館施設利用変更承認書・領収書」
に改める。

別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第4条、第5条、第9条関係)

深川江戸資料館施設利用承認書・領収書(控)

様 受 付 第 号
(承認日) 年 月 日
(入金日) 年 月 日

以下のとおり利用承認します。

No	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

上記の金額を領収いたしました。

利用者番号

利用料金計	
うち消費税(%)	
領収番号	

(指定管理者)

登録番号：T

深川江戸資料館施設利用承認書・領収書

様 受 付 第 号
(承認日) 年 月 日
(入金日) 年 月 日
(指定管理者)

以下のとおり利用承認します。

No	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

上記の金額を領収いたしました。

利用者番号

利用料金計	
うち消費税(%)	
領収番号	

(指定管理者)

登録番号：T

別記第4号様式を次のように改める。

別記第 4 号様式 (第 5 条、第 9 条関係)

深川江戸資料館施設利用変更承認書・領収書 (控)

様

受 付 第 号
(変更承認日) 年 月 日

以下のとおり利用変更を承認します。

	N o	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
変 更 前	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
変 更 後	1					
	2					
	3					
	4					
	5					

右記の金額を領収いたしました。

領収金額	
うち消費税 (%)	
利用者番号	

(指定管理者)

登録番号 : T

深川江戸資料館施設利用変更承認書・領収書

様

受 付 第 号
(変更承認日) 年 月 日
(指定管理者)

以下のとおり利用変更を承認します。

	N o	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
変 更 前	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
変 更 後	1					
	2					
	3					
	4					
	5					

右記の金額を領収いたしました。

領収金額	
うち消費税 (%)	
利用者番号	

(指定管理者)

登録番号 : T

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

江東区中川船番所資料館条例施行規則の一部を
改正する規則を公布する。
令和 6 年 5 月 1 日

教育長 本 多 健一郎
教育委員 本 田 和 恵

◎江東区教育委員会規則第 9 号

江東区中川船番所資料館条例施行規則の一部を改正する規則

江東区中川船番所資料館条例施行規則（平成 14 年 1 月江東区教育委員会規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項及び第 3 項中「江東区中川船番所資料館施設利用承認書・領収書」を「中川船番所資料館施設利用承認書・領収書」に改める。

第 5 条第 1 項中「江東区中川船番所資料館施設利用承認書・領収書」を「中川船番所資料館施設利用承認書・領収書」に改め、同条第 4 項中「江東区中川船番所資料館施設利用変更承認書・領収書」を「中川船番所資料館施設利用変更承認書・領収書」に改める。

第 9 条第 2 項中「江東区中川船番所資料館施設利用承認書・領収書」を「中川船番所資料館施設利用承認書・領収書」に改め、同条第 3 項中「江東区中川船番所資料館施設利用変更承認書・領収書」を「中川船番所資料館施設利用変更承認書・領収書」に改める。

別記第 3 号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式 (第 4 条、第 5 条、第 9 条関係)

中川船番所資料館施設利用承認書・領収書 (控)

様

受 付 第 号
 (承認日) 年 月 日
 (入金日) 年 月 日

以下のとおり利用承認します。

N o	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
1 0					

上記の金額を領収いたしました。

利用者番号

利用料金計	
うち消費税 (%)	
領収番号	

(指定管理者)

登録番号 : T

中川船番所資料館施設利用承認書・領収書

様

受 付 第 号
 (承認日) 年 月 日
 (入金日) 年 月 日
 (指定管理者)

以下のとおり利用承認します。

N o	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
1 0					

上記の金額を領収いたしました。

利用者番号

利用料金計	
うち消費税 (%)	
領収番号	

(指定管理者)

登録番号 : T

別記第 5 号様式を次のように改める。

別記第 5 号様式（第 5 条、第 9 条関係）

中川船番所資料館施設利用変更承認書・領収書（控）

様

受 付 第 号
(変更承認日) 年 月 日

以下のとおり利用変更を承認します。

	N o	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
変更前	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
変更後	1					
	2					
	3					
	4					
	5					

右記の金額を領収いたしました。

領収金額	
うち消費税（ %）	
利用者番号	

(指定管理者)

登録番号： T

中川船番所資料館施設利用変更承認書・領収書

様

受 付 第 号
(変更承認日) 年 月 日
(指定管理者)

以下のとおり利用変更を承認します。

	N o	利 用 日	利 用 施 設	利 用 時 間 帯	利 用 料 金	摘 要
変更前	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
変更後	1					
	2					
	3					
	4					
	5					

右記の金額を領収いたしました。

領収金額	
うち消費税（ %）	
利用者番号	

(指定管理者)

登録番号： T

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告	示
---	---

◎江東区告示第 1 5 8 号

介護保険法第 7 8 条の 5 第 2 項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 0 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 5 1 4 3
- 2 事業所の名称及び所在地
レコードブック森下
東京都江東区森下 2 - 1 3 - 6 橋本ビル 1 階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社インターネットインフィニティー
東京都千代田区二番町 1 1 - 1 9
代表取締役 別宮 圭一
- 4 廃止年月日
令和 6 年 3 月 3 1 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第 1 5 9 号

介護保険法第 7 8 条の 2 第 1 項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 7 8 条の 1 1 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 0 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 5 1 4 3
- 2 事業所の名称及び所在地
レコードブック森下
東京都江東区森下 2 - 1 3 - 6
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社レコードブック
東京都千代田区二番町 1 1 - 1 9
代表取締役 林 岳史
- 4 指定年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第 1 6 0 号

介護保険法第 1 1 5 条の 2 2 第 1 項の規定により指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第 1 1 5 条の 3 0 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 0 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 6 4 0 6
- 2 事業所の名称及び所在地
ボンズシップ居宅介護支援事業所
東京都江東区新大橋 1 - 4 - 4 イマス新大橋ビル 2 階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社ボンズシップ
東京都江東区東陽 3 - 1 0 - 5 丸半ビル別館 3 階
代表取締役 清水 誠太
- 4 指定年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

◎江東区告示第 1 6 1 号

介護保険法第 1 1 5 条の 2 2 第 1 項の規定により指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第 1 1 5 条の 3 0 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 0 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 4 2 0 3
- 2 事業所の名称及び所在地
ヒューマンライフケア鶴の湯
東京都江東区冬木 2 2 - 2 4 1 階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
ヒューマンライフケア株式会社
東京都新宿区西新宿 7 - 5 - 2 5
代表取締役 瀬戸口 信也
- 4 指定年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

◎江東区告示第 1 6 2 号

介護保険法第 1 1 5 条の 2 2 第 1 項の規定によ

り指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第115条の30の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和6年4月10日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1370800151
- 2 事業所の名称及び所在地
あそか園居宅介護支援事業所
東京都江東区住吉1-9-5
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
社会福祉法人あそか会
東京都江東区住吉1-18-15
理事長 古城 資久
- 4 指定年月日
令和6年4月1日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

◎江東区告示第163号

介護保険法第115条の22第1項の規定により指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第115条の30の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和6年4月10日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1370800482
- 2 事業所の名称及び所在地
アンシンケアサービス東陽
東京都江東区東陽5-26-15
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社アンシンケアサービス
東京都江東区東陽5-26-15
代表取締役 松本 裕次
- 4 指定年月日
令和6年4月1日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

◎江東区告示第164号

介護保険法第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和6年4月10日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1370201848
- 2 事業所の名称及び所在地
レコードブック勝どき
東京都中央区月島4-8-10
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社レコードブック
東京都千代田区二番町11番地19
代表取締役 林 岳史
- 4 指定年月日
令和6年4月1日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第165号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和6年4月10日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1370201848
- 2 事業所の名称及び所在地
レコードブック勝どき
東京都中央区月島4-8-10
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社インターネットインフィニティー
東京都千代田区二番町11番地19
代表取締役 別宮 圭一
- 4 廃止年月日
令和6年3月31日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第166号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和6年4月10日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1372400950

- 2 事業所の名称及び所在地
グループホームかたくりの家
東京都西多摩郡日の出町平井 3 2 1 4 番地
の 2
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
有限会社のさき
東京都西多摩郡日の出町平井 3 2 1 4 番地
の 2
代表取締役 野崎 招男
- 4 廃止年月日
令和 3 年 3 月 3 1 日
- 5 サービスの種類
認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

令和 6 年 4 月 2 2 日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 1 7 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条
第 1 項の規定に基づき、特別区道の区域を下記
のように変更する。

なお、その関係図面は、令和 6 年 4 月 2 6 日
から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供す
る。

令和 6 年 4 月 2 6 日

江東区長 大久保 朋 果

記

◎江東区告示第 1 6 8 号

介護保険法第 8 2 条第 2 項の規定により指定居
宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があった
ので、同法第 8 5 条の規定に基づき、下記のとおり
告示する。

令和 6 年 4 月 1 1 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 6 7 1 9 3 4 5 1
- 2 事業所の名称及び所在地
医療法人社団修世会木場訪問看護ステーション
東京都江東区木場 5 - 8 - 8
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
医療法人社団修世会
東京都江東区木場 5 - 8 - 7
理事長 大井田 基
- 4 廃止年月日
令和 6 年 3 月 3 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

整理 番号	路線名	変更の区間	変更前の敷地 の幅員
			変更後の敷地 の幅員
1	江 6 2 2 号	江東区有明一丁目 7 番 3 2 先から 江東区有明一丁目 7 番 3 3 先まで	次図表示のと おり
			次図表示のと おり
2	江 6 2 4 号	江東区有明一丁目 1 0 2 番 1 1 先から 江東区有明一丁目 7 番 3 3 先まで	次図表示のと おり
			次図表示のと おり

◎江東区告示第 1 7 3 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備
に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第
2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規
定により保管した自転車で利用者等の確認ができ
ないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても
当該自転車を返還することができない場合は、同
条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定に
より、当該自転車を処分する。

特別区道江622号区域変更略図

江東区有明一丁目地内

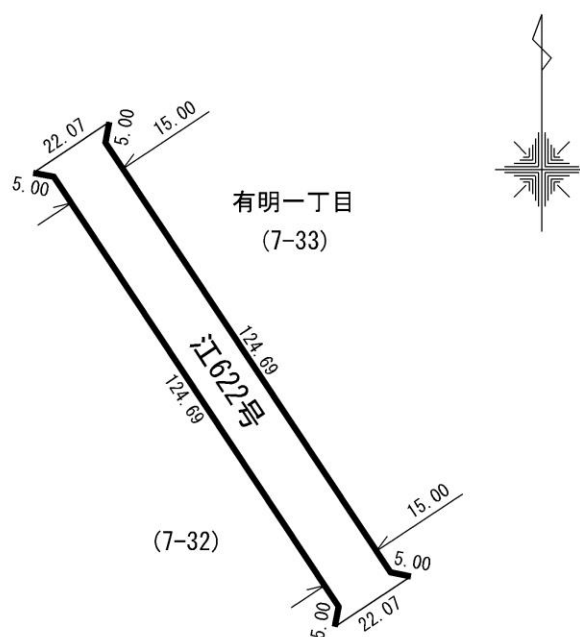
—— 変更後区域

編入面積 0.33平方メートル

廃止面積 0.14平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル

※ () 内は地番

特別区道江 6 2 4 号区域変更略図

江東区有明一丁目地内

—— 変更後区域

変更前延長 690.75メートル

変更後延長 690.72メートル

編入面積 4.96平方メートル

廃止面積 3.77平方メートル

変更前幅員 15.00メートル

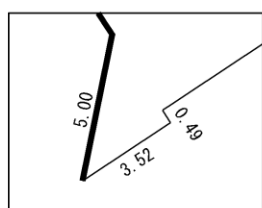
変更後幅員 15.00～15.08メートル

※ 数字はメートル

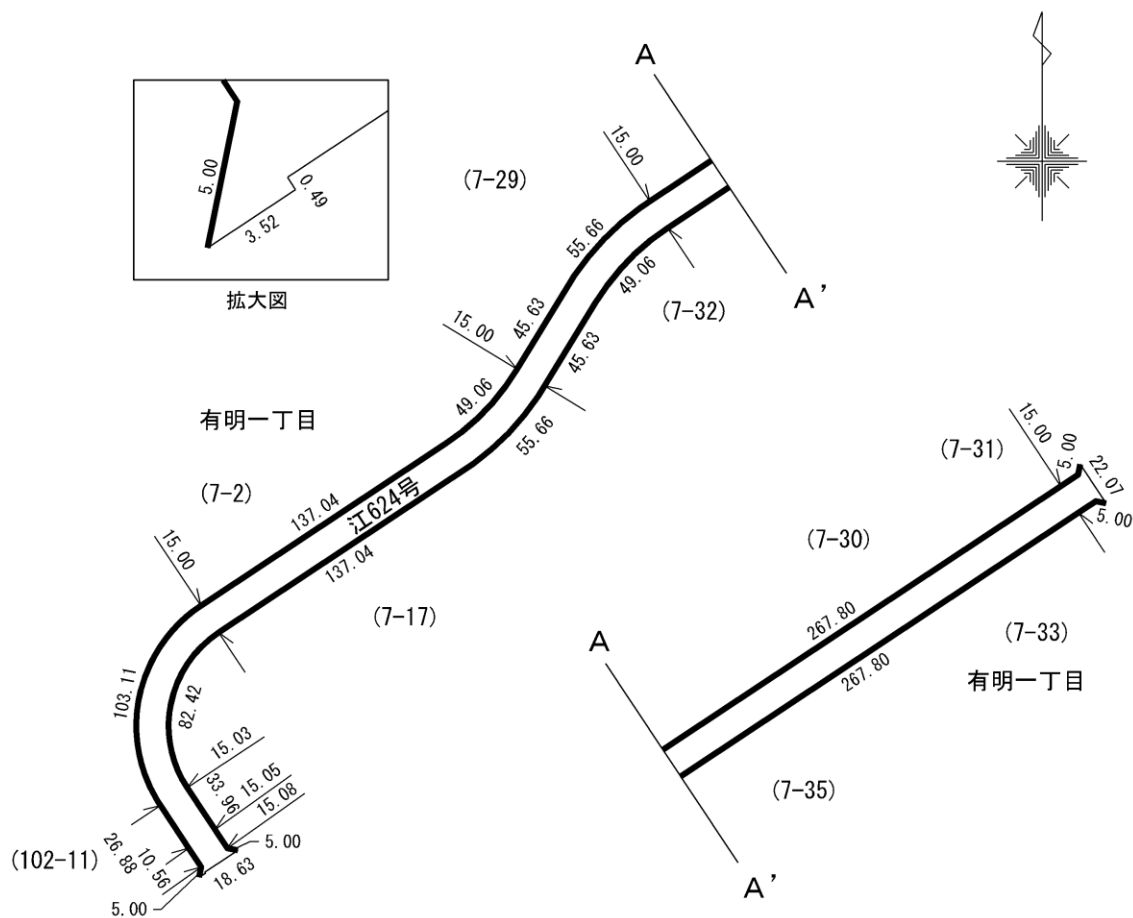
※ () 内は地番



区域変更箇所



拡大図



◎江東区告示第 1 7 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和 6 年 4 月 2 6 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 2 6 日

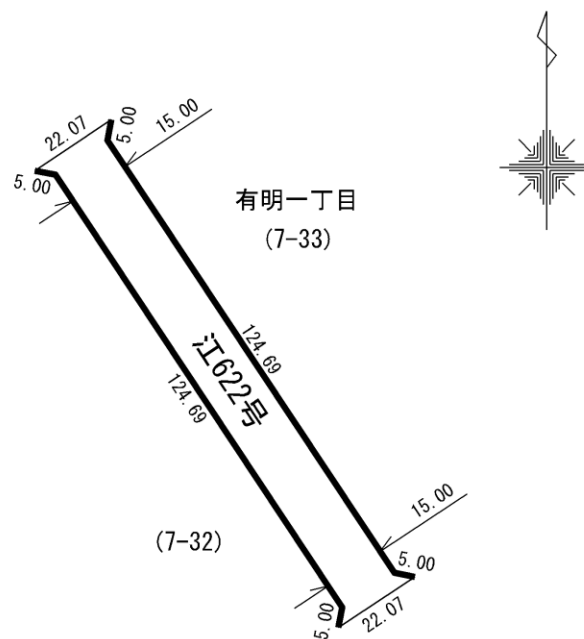
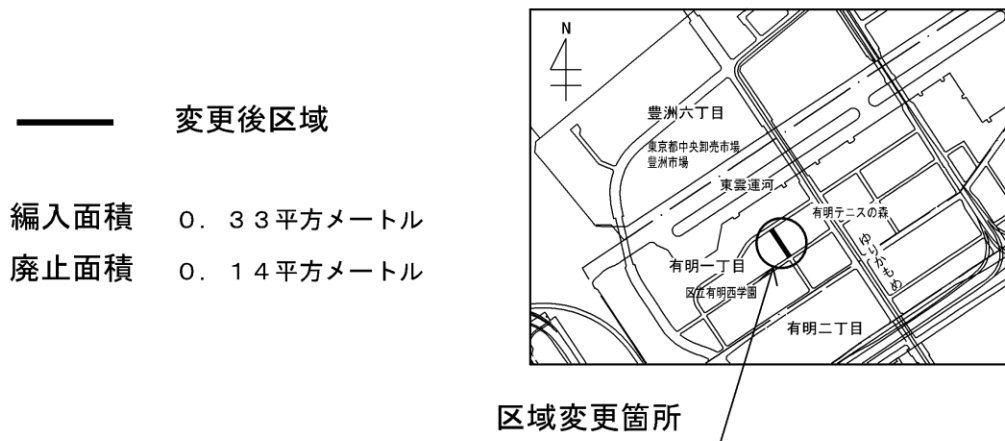
江東区長 大久保 朋 果

記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	江 6 2 2 号	江東区有明一丁目 7 番 3 2 先から 江東区有明一丁目 7 番 3 3 先まで	次図表示の とおり
2	江 6 2 4 号	江東区有明一丁目 1 0 2 番 1 1 先か ら 江東区有明一丁目 7 番 3 3 先まで	次図表示の とおり

特別区道江 6 2 2 号区域変更略図

江東区有明一丁目地内



※ 数字はメートル

※ () 内は地番

特別区道江 6 2 4 号区域変更略図

江東区有明一丁目地内

—— 変更後区域

変更前延長 690.75メートル

変更後延長 690.72メートル

編入面積 4.96平方メートル

廃止面積 3.77平方メートル

変更前幅員 15.00メートル

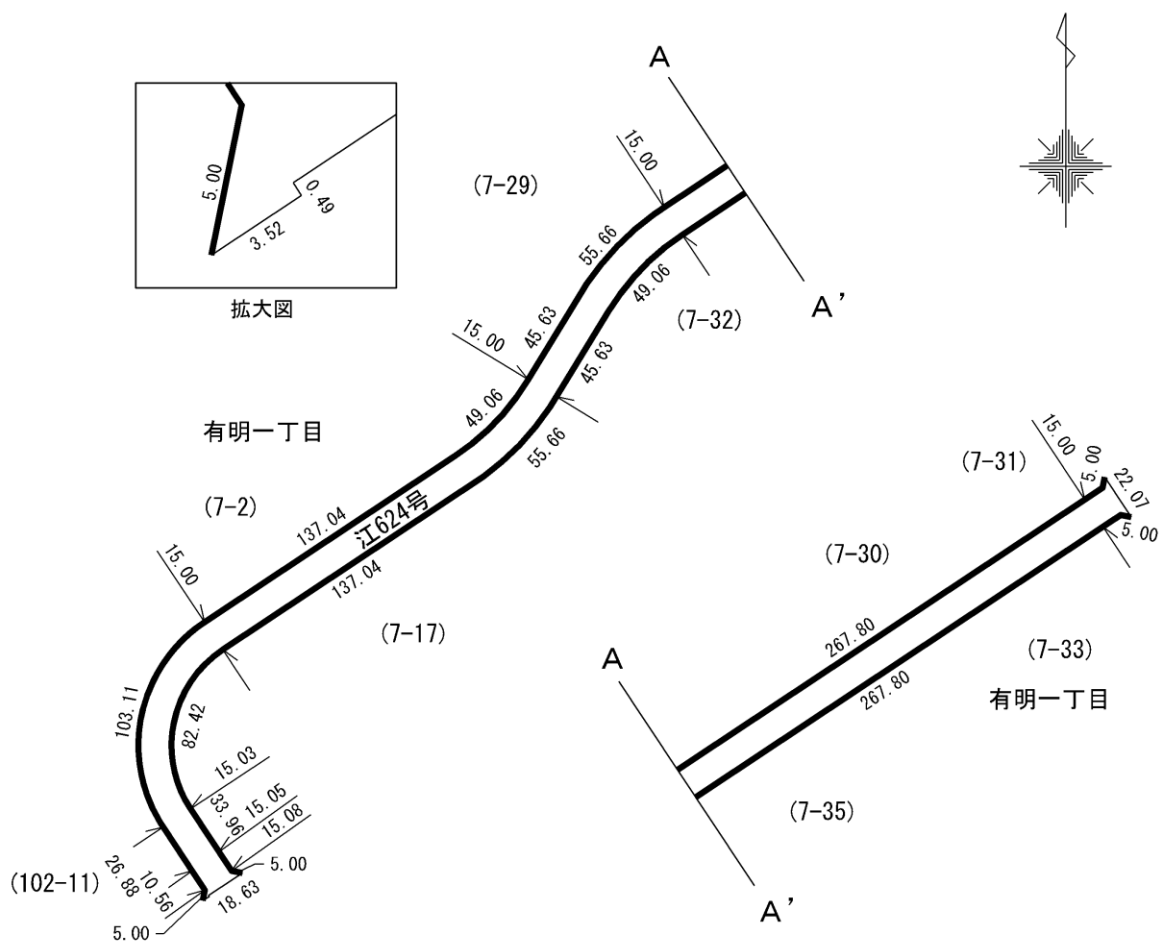
変更後幅員 15.00～15.08メートル

※ 数字はメートル

※ () 内は地番



区域変更箇所



告 示 (教)

◎江東区教育委員会告示第 6 号

下記により、令和 6 年第 4 回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和 6 年 4 月 23 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗
記

- 1 日時 令和 6 年 4 月 26 日 (金)
午前 10 時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題
 - 日程第 1 議案第 17 号 江東区芭蕉記念館
条例施行規則の一部を改正する規則
 - 日程第 2 議案第 18 号 江東区深川江戸資
料館条例施行規則の一部を改正する
規則
 - 日程第 3 議案第 19 号 江東区中川船番所
資料館条例施行規則の一部を改正す
る規則
- 4 報告事項
 - (1) 令和 6 年 4 月 7 日現在の児童・生徒数につ
いて ほか
- 5 協議事項
 - (1) 令和 7 年度使用教科用図書採択について
ほか

告 示 (選)

◎江東区選挙管理委員会告示第 12 号

公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号) 第 144 号の 2 第 1 条の規定により、令和 6 年 4 月 28 日執行の衆議院議員補欠選挙 (東京都第 15 区) におけるポスター掲示場を別紙の場所に設置する。

令和 6 年 4 月 11 日

江東区選挙管理委員会

令 和 6 年 4 月 2 8 日 執 行
衆 議 院 議 員 補 欠 選 挙

ポスター掲示場設置場所一覧表

江 東 区 選 挙 管 理 委 員 会

設置総数 447 箇所

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
1 - 1	新大橋1-5-3	新大橋永谷マンション・新一公園北側
1 - 2	新大橋3-8-7	森下駅第2自転車駐車場東側
1 - 3	新大橋3-1-15	区立八名川小学校北側
1 - 4	新大橋3-1-15	区立八名川小学校西側
1 - 5	森下1-3-17	深川神明宮北側
1 - 6	新大橋3-1-15	区立八名川小学校東側
1 - 7	森下1-3-17	深川神明宮西側石柵
1 - 8	常盤2-12-1	区立常盤二丁目児童遊園
2 - 1	森下3-5-16	区立森下三丁目第一児童遊園
2 - 2	森下2-5-16	区立森下公園北側
2 - 3	森下2-5-16	区立森下公園南側
2 - 4	森下4-16-2	区立森下四丁目児童遊園
2 - 5	森下3-13-9	区立高森公園
2 - 6	森下4-9-22	区立深川第一中学校東側
2 - 7	森下4-9-22	区立深川第一中学校西側
2 - 8	森下3-13-13	コープ森下東側
3 - 1	白河1-5-15	区立白河一丁目公園東側
3 - 2	清澄2-11-5	区立清澄二丁目公園南側
3 - 3	白河1-3-26	深川江戸資料館東側植込
3 - 4	清澄2-2	都立清澄公園北側植込み
3 - 5	清澄3-3	都立清澄庭園東側入口横堀
3 - 6	三好1-4-14	松林院コンクリート堀
3 - 7	清澄2-2	都立清澄公園南側植込み
3 - 8	清澄3-3	都立清澄庭園児童公園部分南側
4 - 1	森下5-1-7	都立墨田工業高等学校北側
4 - 2	森下5-6-1	区立森下五丁目児童遊園西側
4 - 3	白河3-18-17	区立白河三丁目水辺公園
4 - 4	白河4-9-17	区立元加賀幼稚園南側
4 - 5	白河4-3-19	区立元加賀小学校東側鉄柵
4 - 6	白河4-3-27	区立元加賀公園南東側
4 - 7	白河4-3-27	区立元加賀公園南側
4 - 8	三好4-1-1	東京都現代美術館北東側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
5-1	平野4-6	都立木場公園「東京都現代美術館前」バス停前
5-2	平野2-8-5	銭高組平野住宅「フォンテーヌ平野」前
5-3	平野3-6-13	区立深川第六中学校東側
5-4	平野2-4-25	浄心寺南側
5-5	平野3-3-9	木場公園平野三丁目ハイツ北側
5-6	平野2-2-42	東浴信用組合平野倉庫西側
5-7	平野3-3先	区立福富川公園広場
5-8	平野4-6-1	都立木場公園西側「木場公園」バス停前
6-1	毛利2-13	都立猿江恩賜公園北側東寄り
6-2	毛利2-13	都立猿江恩賜公園北側西寄り
6-3	毛利1-14-1	区立深川第七中学校西側
6-4	毛利2-2-2	区立毛利小学校体育館通用門横
6-5	毛利1-14-1	区立深川第七中学校東側
6-6	毛利2-13	都立猿江恩賜公園(毛利2丁目)南側
6-7	住吉2-28	都立猿江恩賜公園(住吉2丁目)北側ティアラ江東寄り
6-8	住吉2-28	都立猿江恩賜公園(住吉2丁目)北側住吉駅寄り
7-1	住吉1-19-20	区立住利公園南側
7-2	住吉1-12-2	区立東川小学校北側
7-3	住吉1-12-2	区立東川小学校西側
7-4	住吉1-8-13	区立住吉一丁目公園
7-5	猿江1-11-5	区立猿江一丁目公園北側
7-6	猿江2-16-18	都立墨東特別支援学校
7-7	猿江2-3-10	区立猿江二丁目公園北側
7-8	猿江1-5-3	エステート猿江北側鉄柵
8-1	扇橋1-20-1	区営扇橋一丁目アパート1号棟東側
8-2	扇橋1-20-9	区立扇橋一丁目児童遊園西側
8-3	石島18-5	区立扇橋小学校西側
8-4	石島18-23	区立扇橋公園南側
8-5	千石1-12-12	区立深川第四中学校東側
8-6	千石1-7-8	区立千石児童遊園
8-7	千石1-5-28	区立千石運動公園東側
8-8	千石1-5-7	東京都タクシーメーター深川検査場西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
9 - 1	扇橋3-20-11	区立扇橋三丁目公園南側
9 - 2	扇橋3-7-16	区立三島橋公園北側
9 - 3	千田16-5	区立江東公園西側
9 - 4	海辺1-3	区立川南海辺公園西側
9 - 5	千石2-9-12	区立川南小学校北側
9 - 6	千石2-7-4	区立千石公園西側
9 - 7	千石2-9-22	区立川南公園南側
9 - 8	千石3-2-11	都立大江戸高等学校南側
10 - 1	佐賀2-8-26	区立中の堀公園
10 - 2	深川1-11-18	区立亀堀公園北側(地区集会所前)
10 - 3	深川1-6-15	区立深川一丁目保育園東側
10 - 4	深川1-6-38	区立亀堀公園南側
10 - 5	佐賀1-15-5	区立佐賀町公園
10 - 6	冬木22-10	区立深川第二中学校西側
10 - 7	深川1-3-10	区立深川一丁目児童遊園
10 - 8	冬木22-10	区立深川第二中学校プール南側
10 - 9	冬木6-23	区立武田堀公園
11 - 1	永代1-7-8	区立永代公園
11 - 2	門前仲町1-20-1	区立油堀川公園
11 - 3	門前仲町1-1-6	区立臨海小学校北側
11 - 4	門前仲町1-1-6	区立臨海小学校東側
11 - 5	門前仲町1-1-1	区立臨海公園西側
11 - 6	門前仲町1-1-1	区立臨海公園南側
11 - 7	越中島1-3-4	区立越中島一丁目児童遊園
11 - 8	越中島1-3-23	越中島プール南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
12 - 1	富岡1-17-9	区立深川公園庭球場側
12 - 2	富岡1-18-7	区立数矢小学校裏門横
12 - 3	富岡1-14-10	区立深川公園南側
12 - 4	富岡1-16-10	区立深川公園富岡八幡宮側
12 - 5	富岡1-20	区立八幡堀遊歩道南側
12 - 6	牡丹2-1-2	区立牡丹町公園北側
12 - 7	牡丹2-1-2	区立牡丹町公園東側
12 - 8	牡丹3-14-9	牡丹町住宅駐車場南側
13 - 1	古石場1-11-11	古石場福祉会館南側
13 - 2	古石場1-12	区立古石場川親水公園
13 - 3	越中島2-16-13	区立調練橋公園北側
13 - 4	越中島2-2	東京海洋大学プール正面塀
13 - 5	越中島3-7-1	区立深川第三中学校西側
13 - 6	古石場2-14-4	区立古石場二丁目児童遊園
13 - 7	越中島3-6-38	区立越中島小学校正門横
13 - 8	越中島3-3-1	都立第三商業高等学校南側
14 - 1	木場4-1	都立木場公園西側
14 - 2	木場3-8	区立木場親水公園北側
14 - 3	木場3-6-9	区立木場三丁目公園
14 - 4	木場5-7	都立木場公園東側
14 - 5	木場5-7	都立木場公園南側
14 - 6	木場2-11-1	江東区道路事務所南側
14 - 7	木場1-2-2	区立平久小学校東側
14 - 8	木場6-4-18	区立平久公園
14 - 9	古石場3-1-4	区立古石場三丁目公園

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
15 - 1	東陽5-13	区立横十間親水公園
15 - 2	東陽5-29-39	区立東陽五丁目公園東側
15 - 3	東陽5-32-19	都立深川高等学校東側
15 - 4	東陽5-32-9	都立深川高等学校西側
15 - 5	東陽3-23-20	東京都交通局東陽操車所東側
15 - 6	東陽3-27-27	区立東陽公園南側
15 - 7	東陽3-8-11	区立沢海橋第二児童遊園
15 - 8	東陽3-22-1	都営東陽三丁目アパート1号棟北側
16 - 1	東陽6-5	区立仙台堀川公園ベンチ東側植込み
16 - 2	東陽6-1-13	区立豊住公園北側
16 - 3	東陽6-1-13	区立豊住公園東側緑地
16 - 4	東陽4-11-45	都立江東特別支援学校北側
16 - 5	東陽4-11	江東区役所北側駐車場前植込み
16 - 6	東陽4-11	江東区役所西側緑地
16 - 7	東陽4-11-3	江東区文化センター南側植込み
16 - 8	東陽4-3-12	都営東陽四丁目アパート12号棟北側
17 - 1	東陽1-29	区立洲崎川緑道公園
17 - 2	東陽2-1-20	区立南陽小学校西側
17 - 3	東陽2-1-8	区立東陽中学校北側
17 - 4	東陽2-3-6	区立教育センター西側植込み
17 - 5	東陽2-1-8	区立東陽中学校西側
17 - 6	東陽2-3-6	東陽図書館南遊歩道
17 - 7	東陽1-39-8	区立東陽一丁目第二公園北側
17 - 8	東陽1-19	東陽一丁目子供の広場北側
18 - 1	塩浜1-3-10	江東区塩浜保育園
18 - 2	塩浜1-4-4	区立浜園公園
18 - 3	塩浜1-5-3	都営塩浜一丁目アパート北側
18 - 4	塩浜1-5-1	都営塩浜一丁目アパート西側
18 - 5	塩浜1-5-5	区立塩浜一丁目公園
18 - 6	枝川1-8-5	区立朝風公園北側
18 - 7	枝川1-6-19	区立枝川一丁目公園東側
18 - 8	枝川1-5-1	都営枝川一丁目アパート南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
19 - 1	塩浜2-26-8	区立塩浜二丁目児童遊園東側
19 - 2	塩浜2-21-14	区立深川第八中学校南側(東寄)
19 - 3	塩浜2-21-14	区立深川第八中学校南側(西寄)
19 - 4	塩浜2-10-14	区立塩浜公園南側
19 - 5	塩浜2-27	東京地下鉄(株) 深川アルファ96東側
19 - 6	塩浜2-11-6	社会福祉事業団新幸荘南側
19 - 7	塩浜2-5-15	社会福祉事業団新塩崎荘北側入口横
19 - 8	塩浜2-6-3	区立塩崎保育園植込み
20 - 1	枝川3-5-3	区立枝川小学校北側
20 - 2	枝川3-11	区立暁橋公園西側
20 - 3	枝川3-5-3	区立枝川小学校西側
20 - 4	枝川3-5-3	区立枝川小学校東側
20 - 5	枝川3-3-5	区立枝川三丁目公園西側
20 - 6	枝川2-18	区立枝川橋第二児童遊園北側
20 - 7	潮見1-29	都営潮見一丁目アパート遊園北側
20 - 8	潮見1-29	江東区清掃事務所西側鉄柵
21 - 1	豊洲1-3-15	区立豊洲一丁目公園
21 - 2	豊洲1-2-27	豊洲ハイライズ南側コンクリート壁
21 - 3	豊洲3-6-1	区立豊洲北小学校正門脇植込み
21 - 4	豊洲3-5	区立豊洲三丁目公園南側
21 - 5	豊洲3-5	区立豊洲三丁目公園子どもの広場西側
21 - 6	豊洲3-4-8	ホームセンタースーパービバホーム豊洲店南側
22 - 1	豊洲4-5-30先	区立豊洲四丁目公園北部西側
22 - 2	豊洲4-3	区立豊洲四丁目第二公園
22 - 3	豊洲4-5	区立豊洲四丁目公園南部西側
22 - 4	豊洲4-10	UR都市機構 豊洲四丁目団地1号棟スロープ脇
22 - 5	豊洲4-4-4	区立豊洲小学校南門横植込み
22 - 6	豊洲4-11-18	区立深川第五中学校北側
22 - 7	豊洲4-10	UR都市機構 豊洲4丁目団地2号棟南西側
22 - 8	豊洲4-11-18	区立深川第五中学校西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
23 - 1	東雲1-7	区立東雲緑道公園南部鉄柵
23 - 2	東雲1-8	都営東雲一丁目アパート4号棟児童遊園前
23 - 3	東雲2-4-17	区立東雲公園西側
23 - 4	東雲2-7-41	東京都交通局東雲庁舎植込み
23 - 5	東雲2-7-6	区立東雲二丁目公園
23 - 6	東雲2-4-11	区立東雲小学校北側
23 - 7	東雲2-4-11	区立東雲小学校西側
23 - 8	有明2-10	区立有明小・中学校北側
24 - 1	東雲1-9-46	グランチャ東雲南東側植込
24 - 2	東雲1-9	東雲キャナルコート21号棟北側
24 - 3	東雲1-9	ブリリアイスト東雲キャナルコート西側
24 - 4	東雲1-9	東雲キャナルコート19号棟南側
24 - 5	東雲1-9先	区立東雲水辺公園
24 - 6	東雲1-9	東雲キャナルコート14号棟北東側
24 - 7	東雲1-9	東雲キャナルコート14号棟東側
25 - 1	辰巳1-5-15	住宅供給公社辰巳しのめ住宅南側
25 - 2	辰巳1-8	都営辰巳一丁目アパート46号棟南側
25 - 3	辰巳1-8	都営辰巳一丁目アパート44号棟南側
25 - 4	辰巳1-1	辰巳橋東側鉄柵
25 - 5	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校北側
25 - 6	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校北東側
25 - 7	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校南東側
25 - 8	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校南側
26 - 1	辰巳2-5-1	住宅供給公社辰巳あけぼの住宅入口横
26 - 2	辰巳1-9	都営辰巳一丁目アパート48号棟北側
26 - 3	辰巳1-9	都営辰巳一丁目アパート61号棟南側
26 - 4	辰巳1-10	都営辰巳一丁目アパート64号棟北側
26 - 5	辰巳2-1	七号地港湾住宅駐車場フェンス
26 - 6	辰巳1-10-57	区立辰巳中学校東側鉄柵
26 - 7	辰巳1-11-1	区立辰巳小学校西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
27 - 1	亀戸3-36-20	区立亀島小学校記念公園
27 - 2	亀戸3-51-10	新和自動車(株)北側
27 - 3	亀戸3-57-22	香取神社東側
27 - 4	亀戸4-26-22	区立香取小学校南側
27 - 5	亀戸4-27-6	区立香取公園東側
27 - 6	亀戸3-6	亀戸天神社東側駐車場
27 - 7	亀戸4-43-8	区立亀戸四丁目公園けやきひろば北側
27 - 8	亀戸4-51-1	区立第二亀戸中学校西側
27 - 9	亀戸4-35-12	宝蓮寺南側
28 - 1	亀戸2-6-50	区営亀戸野球場北側
28 - 2	亀戸2-6-3	UR都市機構 亀戸二丁目団地3号棟東側
28 - 3	亀戸2-6	UR都市機構 亀戸二丁目団地1号棟東側
28 - 4	亀戸2-5-7	区立第一亀戸小学校北側
28 - 5	亀戸2-5-7	区立第一亀戸小学校西側
28 - 6	亀戸2-2-20	東京電力パワーグリッド(株)墨東制御所西側
28 - 7	亀戸2-2-20	東京電力パワーグリッド(株)墨東制御所南側
28 - 8	亀戸2-4-13	区立文泉公園南側
29 - 1	亀戸5-22-22	区立水神小学校西側
29 - 2	亀戸5-22-22	区立水神小学校東側
29 - 3	亀戸5-22-22	区立水神小学校南側
29 - 4	亀戸8-2	都立亀戸中央公園北側
29 - 5	亀戸8-2	都立亀戸中央公園スポーツセンター向側
29 - 6	亀戸8-2	都立亀戸中央公園西側
29 - 7	亀戸8-2	都立亀戸中央公園南西側
29 - 8	亀戸5-44-8	白石工業(株)北側
30 - 1	亀戸1-9-5	区立亀戸西公園東側
30 - 2	亀戸1-22	区立亀戸公園西側
30 - 3	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校北側
30 - 4	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校西側
30 - 5	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校南側
30 - 6	亀戸1-24-6	区立亀戸第三保育園南側
30 - 7	亀戸1-15-10	区立竪川第一公園北側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
31 - 1	亀戸6-62-5	亀戸駅東口自転車駐車場
31 - 2	亀戸6-30-1先	区立亀戸緑道公園北詰
31 - 3	亀戸6-20-8先	区立亀戸緑道公園中詰
31 - 4	亀戸6-18	区立亀戸南公園東側
31 - 5	亀戸6-36-1	区立第二亀戸小学校東側
31 - 6	亀戸6-47	区立亀戸平岩公園北側
31 - 7	亀戸6-7-9先	区立亀戸緑道公園南詰
31 - 8	亀戸6-33-10	区立竪川河川敷公園
32 - 1	亀戸9-33	区立亀戸九丁目緑道公園
32 - 2	亀戸9-22-4	区立浅間竪川小学校北側
32 - 3	亀戸9-37-23	区立亀戸運動公園南側
32 - 4	亀戸9-33	住宅供給公社亀戸九丁目住宅駐車場入口
32 - 5	亀戸9-19	区立亀戸九丁目公園
32 - 6	亀戸7-15-5	区立亀戸七丁目北公園南側
32 - 7	亀戸9-21-13	榎野村工務店横
32 - 8	亀戸9-19-7	日商岩井亀戸マンション西側鉄柵
33 - 1	亀戸7-42	都営亀戸七丁目第三アパート7号棟北側
33 - 2	亀戸7-39-9	区立亀戸図書館前
33 - 3	亀戸7-8-13	区立亀戸東公園西側
33 - 4	亀戸7-57-12	都営亀戸七丁目アパート12号棟東側
33 - 5	亀戸7-56-3	都営亀戸七丁目アパート3号棟南側
33 - 6	亀戸7-65-12	中央学院大学中央高等学校東側
33 - 7	亀戸7-67-2	コーシャハイム亀戸七丁目西側
34 - 1	亀戸9-9	区立亀戸緑地公園北寄り
34 - 2	亀戸9-9	区立亀戸緑地公園南側
34 - 3	亀戸9-2-2	区立亀戸中学校正門横
34 - 4	亀戸9-15-1	区立亀戸浅間公園北側
34 - 5	亀戸9-15-1	区立亀戸浅間公園南側
34 - 6	亀戸9-13-1	東京城東病院東側植込み
34 - 7	亀戸9-13-1	東京城東病院南側植込み

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
35 - 1	大島2-27-19	区立大島防災公園南側
35 - 2	大島2-11-7	区立大島二丁目公園西側
35 - 3	大島2-41-4	区立第一大島小学校西側
35 - 4	大島2-1	都営地下鉄排気塔南側
35 - 5	大島2-41-4	区立第一大島小学校南側
35 - 6	大島1-34-8	区立大島一丁目公園北側
35 - 7	大島1-2-31	都立科学技術高等学校東側
35 - 8	大島1-2-31	都立科学技術高等学校西側
35 - 9	大島1-2-31	都立科学技術高等学校南側
36 - 1	大島3-22-1	都立城東高等学校北側
36 - 2	大島3-7先	区立大島緑道公園城東高校西側
36 - 3	大島3-26-1	大島三丁目団地1号棟南側
36 - 4	大島3-27-18	区立第二大島中学校北側
36 - 5	大島3-9先	区立大島緑道公園城東高校南西側
36 - 6	大島3-15-10付近	区立大島緑道公園内大島なかよし保育園前
36 - 7	大島3-14先	区立大島緑道公園城東郵便局西側
37 - 1	大島4-5-1	江東区総合区民センター北側植込
37 - 2	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地7号棟北側
37 - 3	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地2号棟北側
37 - 4	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地1号棟西側
37 - 5	大島4-18-5	区立大島南央小学校西側
37 - 6	大島4-18-5	区立大島南央小学校南側
37 - 7	大島4-1	住宅供給公社西大島住宅西側鉄柵
37 - 8	大島4-1-23	区立大島西中学校東側
38 - 1	大島5-15-13	都営大島五丁目第2アパート13号棟北側
38 - 2	大島5-14-11	都営大島五丁目第2アパート11号棟西側
38 - 3	大島5-38-1	区立大島幼稚園東側
38 - 4	大島5-38-1	区立大島幼稚園西側
38 - 5	大島5-52	区立第二大島小学校(仮校舎)東側
38 - 6	大島5-24-4	都営大島五丁目第2アパート4号棟北側
38 - 7	大島5-27	区立大島五丁目公園南東側
38 - 8	大島5-27	区立大島五丁目公園南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
39 - 1	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地6号棟東側
39 - 2	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地7号棟西側
39 - 3	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地6号棟西側
39 - 4	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地5号棟東側
39 - 5	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地3号棟西側
39 - 6	大島6-7-8	区立第四大島小学校西側
39 - 7	大島6-7-8	区立第四大島小学校東側
39 - 8	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地2号棟南側
40 - 1	大島9-7-9	都営大島九丁目アパート9号棟南側
40 - 2	大島7-28-1	UR都市機構 大島七丁目団地東側
40 - 3	大島7-27-17	区立大島七丁目公園北側
40 - 4	大島9-5-3	区立第三大島小学校北側
40 - 5	大島7-16	区立こどもの広場北側
40 - 6	大島9-5-3	区立第三大島小学校南側
40 - 7	大島7-39-2	区立第三大島幼稚園東側
40 - 8	大島7-39-3	UR都市機構 東大島駅前ハイツ3号棟西側
41 - 1	大島9-2	都立大島・小松川公園わんさか広場北側
41 - 2	大島8-11-3	都営大島八丁目第2アパート3号棟北側
41 - 3	大島8-11-2	都営大島八丁目第2アパート2号棟西側
41 - 4	大島9-2	都立大島・小松川公園わんさか広場西側バス停前
41 - 5	大島8-11-5	都営大島八丁目第2アパート5号棟南側
41 - 6	大島8-40-13	区立第五大島小学校南側正門前
41 - 7	大島8-39-22	イトーピア東大島マンション東側鉄柵
41 - 8	大島8-12-22	区立大島中学校南側
42 - 1	北砂2-16先	区立北砂緑道公園西側
42 - 2	北砂1-3-25	区立北砂第二公園
42 - 3	北砂1-1	北一団地自治会集会所東側
42 - 4	北砂1-2-9	江東区スポーツ会館駐輪場前
42 - 5	北砂1-3-36	区立北砂小学校正門横
42 - 6	北砂1-1-4	区立北砂保育園東側コンクリート塀
42 - 7	北砂1-1-6	区立北砂一丁目公園南側
42 - 8	南砂1-5-30	ウィンザーハイム南砂北側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
43 - 1	北砂2-9-14	区立北砂二丁目公園西側
43 - 2	北砂4-19-30	北砂四丁目住宅東側
43 - 3	北砂4-13-23	区立砂町小学校西側
43 - 4	北砂2-1-37	志演尊空神社石垣
43 - 5	北砂4-13-23	区立砂町小学校正門横
43 - 6	北砂4-19-30	北砂四丁目住宅南側
43 - 7	北砂4-20-24	区立砂町中央公園東側植込み
43 - 8	南砂5-6-1	区立境川公園西側
44 - 1	北砂3-5-41	ゾンネンハイム北砂北側
44 - 2	北砂3-5-41	ゾンネンハイム北砂南側植込み
44 - 3	北砂3-3-5	日本通運(株)小名木川事業所北側
44 - 4	北砂3-3-5	日本通運(株)小名木川事業所西側
44 - 5	北砂5-22-10	区立小名木川小学校正門横
44 - 6	北砂5-22-10	区立小名木川小学校南側
44 - 7	北砂5-1-2	区立北砂公園西側植込み
44 - 8	北砂5-1-7	江東区砂町文化センター南側植込み
45 - 1	北砂5-20-16	区立亀高小学校東側鉄柵
45 - 2	北砂5-20-16	区立亀高小学校正門横
45 - 3	北砂5-20-17	区立第四砂町中学校南側
45 - 4	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地7号棟西側植込み
45 - 5	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地2号棟東側植込み
45 - 6	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地4号棟北側植込み
45 - 7	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地5号棟東側植込み
45 - 8	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地4号棟東側植込み
46 - 1	北砂6-16-12	丸八児童遊園東側
46 - 2	北砂6-19	区立仙台堀川公園緑道南東側
46 - 3	北砂6-16-28	区立砂町中学校南側
46 - 4	北砂6-26-6	区立第六砂町小学校裏門横
46 - 5	北砂6-26-8	亀高公園園内
46 - 6	北砂6-26-8	区立亀高公園東側
46 - 7	北砂6-27-24	森工業(株)垣根

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
47 - 1	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート22号棟東側
47 - 2	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート13号棟南側
47 - 3	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート集会所東側
47 - 4	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート16号棟南側
47 - 5	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート1号棟南側
47 - 6	東砂2-6-5	都営東砂二丁目第3アパート5号棟西側
47 - 7	東砂2-12-14	区立東砂小学校東側
47 - 8	東砂2-12-14	区立東砂小学校西側
48 - 1	東砂1-2	区立東砂一丁目公園南西側
48 - 2	東砂1-2-1	都営東砂一丁目アパート1号棟西側
48 - 3	東砂3-16	区立東砂三丁目公園北側
48 - 4	東砂1-5-3	区立東砂第三保育園東側
48 - 5	東砂3-17-17	区立東砂三丁目第二公園南側
48 - 6	東砂3-19-5	区立東砂三丁目第2児童遊園北側
48 - 7	東砂3-21-5	区立第七砂町小学校正門西側
48 - 8	東砂3-21-5	区立第七砂町小学校正門東側
49 - 1	東砂4-20-20	区立城東公園北側駐輪場鉄柵
49 - 2	東砂4-20-20	区立城東公園西側植込み
49 - 3	東砂4-20-2	愛和病院南側鉄柵
49 - 4	北砂7-7-1	UR都市機構 北砂7丁目団地正面植込み
49 - 5	北砂7-2-30	区立北砂七丁目児童遊園南側植込み
49 - 6	東砂5-6-12	日本ウィリング(株)平和工場北側塀
49 - 7	東砂5-10	東砂五丁目ハイツ4号棟前公園
49 - 8	北砂7-9	区立仙台堀川公園入口植込み
50 - 1	南砂1-3-18	区立南砂一丁目第二公園東側
50 - 2	南砂1-2-18	区立第二南砂中学校東側鉄柵
50 - 3	南砂1-2-18	区立第二南砂中学校南側
50 - 4	南砂1-16-8	東江運輸(株)駐車場南側
50 - 5	南砂1-1-6	区立南砂一丁目公園
50 - 6	南砂1-1先	区立仙台堀川公園
50 - 7	南砂2-13-18	区立第四砂町小学校北側
50 - 8	南砂2-24	区立南砂二丁目公園西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
51 - 1	南砂5-24先	区立仙台堀川公園内砂町魚釣場跡地北側フェンス
51 - 2	南砂5-24	都営南砂五丁目アパート9号棟東側植込み
51 - 3	南砂5-19-13	区立金森公園北側
51 - 4	南砂5-19	区立仙台堀川公園内広場
51 - 5	南砂4-4	区立南砂四丁目公園南東側柵
51 - 6	南砂6-5-7	区立南砂六丁目公園南側鉄柵
51 - 7	南砂4-3-21	区立南砂四丁目西公園
51 - 8	南砂6-7-52	区立江東図書館前
52 - 1	東砂7-17-30	区立第二砂町小学校東側
52 - 2	東砂7-18	区立仙台堀川公園砂町魚釣場跡地横鉄柵
52 - 3	東砂7-15-3	区立砂町公園南側植込み
52 - 4	東砂7-19-24	都立東高等学校正門横植込み
52 - 5	東砂7-13-10	都営東砂七丁目アパート10号棟北側
52 - 6	東砂7-13-9	都営東砂七丁目アパート9号棟南側鉄柵
52 - 7	東砂7-19	区立仙台堀川公園南東側塀(柵)
53 - 1	南砂2-3-20	区立南砂中学校北側
53 - 2	南砂2-3-20	区立南砂中学校西側
53 - 3	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅テニスコート金網
53 - 4	南砂2-3-21	区立南砂小学校体育館東側
53 - 5	南砂2-3-13	区立明治小学校(仮校舎)西側
53 - 6	南砂2-3-21	区立南砂小学校東側
53 - 7	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅7号棟南側植込み
53 - 8	南砂2-3-23	区立南砂二丁目南公園南側
53 - 9	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅1号棟南側植込み
54 - 1	南砂3-11	都営南砂三丁目アパート12号棟横集会所東側
54 - 2	南砂3-14	区立南砂三丁目公園内グランド東側植込み
54 - 3	南砂3-10-3	区立第三砂町中学校正門横
54 - 4	南砂3-14-21	区立南砂三丁目公園東側
54 - 5	南砂7-14-18	富賀岡八幡宮南側石垣
54 - 6	南砂3-2	都営南砂三丁目第三アパート西側鉄柵
54 - 7	新砂3-3-47	区立新砂のぞみ公園南側植込み
54 - 8	新砂3-3	都営新砂三丁目アパート駐車場植込み

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
55 - 1	東砂7-5-27	区立第五砂町幼稚園北側金網
55 - 2	東砂7-5-17	区立東砂七丁目児童遊園西側鉄柵
55 - 3	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校北側鉄柵
55 - 4	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校東側鉄柵
55 - 5	東砂8-24	区立東砂八丁目公園
55 - 6	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校南側鉄柵
55 - 7	東砂8-11-5	区立第五砂町小学校東側フェンス
55 - 8	新砂3-4-1	区立新砂めぐみ公園南側植込み
56 - 1	有明1-7-13	区立有明西学園東側
56 - 2	有明1-4-11	ブリリアマーレ有明南側植込み
56 - 3	有明1-7-13	区立有明西学園西側
56 - 4	有明2-3-5	江東区有明スポーツセンター北側
56 - 5	有明2-3-5	江東区有明スポーツセンター東側
57 - 1	豊洲2-1-9	豊洲4-2街区計画仮囲い(晴海通り側)
57 - 2	豊洲2-3	区立豊洲公園東側植込み
57 - 3	豊洲2-3	区立豊洲公園南側
57 - 4	豊洲5-3	都営豊洲五丁目アパート東側植込み
57 - 5	豊洲5-1-35	区立豊洲西小学校北東側
57 - 6	豊洲6-2-1	区立豊洲六丁目第二公園
57 - 7	豊洲6-2-35	区立豊洲六丁目公園

◎江東区選挙管理委員会告示第13号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第4号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり2名を抹消した。

令和6年4月15日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和6年4月15日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
8, 618
- 2 選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数
138, 483
- 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数
71, 815

◎江東区選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、令和6年4月28日執行の衆議院議員補欠選挙（東京都第15区）における、各投票区の投票所を次のとおり定める。

令和6年4月16日

江東区選挙管理委員会

投 票 所 一 覧

令和 6 年 4 月 2 8 日執行 衆議院議員補欠選挙

投票区	投票所名	所在地
江東区第 1 投票区	八名川小学校	新大橋三丁目 1 番 1 5 号
江東区第 2 投票区	深川小学校	高橋 1 4 番 1 0 号
江東区第 3 投票区	中村中学校・高等学校	清澄二丁目 6 番 1 5 号
江東区第 4 投票区	元加賀小学校	白河四丁目 3 番 1 9 号
江東区第 5 投票区	深川第六中学校	平野三丁目 6 番 1 3 号
江東区第 6 投票区	毛利小学校	毛利二丁目 2 番 2 号
江東区第 7 投票区	東川小学校	住吉一丁目 1 2 番 2 号
江東区第 8 投票区	扇橋小学校	石島 1 8 番 5 号
江東区第 9 投票区	都立大江戸高等学校	千石三丁目 2 番 1 1 号
江東区第 1 0 投票区	深川第二中学校	冬木 2 2 番 1 0 号
江東区第 1 1 投票区	臨海小学校	門前仲町一丁目 1 番 6 号
江東区第 1 2 投票区	数矢小学校	富岡一丁目 1 8 番 7 号
江東区第 1 3 投票区	深川第三中学校	越中島三丁目 7 番 1 号
江東区第 1 4 投票区	平久小学校	木場一丁目 2 番 2 号
江東区第 1 5 投票区	東陽小学校	東陽三丁目 2 7 番 1 2 号
江東区第 1 6 投票区	江東区役所	東陽四丁目 1 1 番 2 8 号
江東区第 1 7 投票区	東陽中学校	東陽二丁目 1 番 8 号
江東区第 1 8 投票区	深川南部保健相談所	枝川一丁目 8 番 1 5 ー 1 0 2 号
江東区第 1 9 投票区	深川第八中学校	塩浜二丁目 2 1 番 1 4 号
江東区第 2 0 投票区	枝川小学校	枝川三丁目 5 番 3 号
江東区第 2 1 投票区	豊洲北小学校	豊洲三丁目 6 番 1 号
江東区第 2 2 投票区	豊洲小学校	豊洲四丁目 4 番 4 号
江東区第 2 3 投票区	東雲小学校	東雲二丁目 4 番 1 1 号
江東区第 2 4 投票区	グランチャ東雲	東雲一丁目 9 番 4 6 号
江東区第 2 5 投票区	第二辰巳小学校	辰巳一丁目 1 番 2 2 号
江東区第 2 6 投票区	辰巳中学校	辰巳一丁目 1 0 番 5 7 号
江東区第 2 7 投票区	香取小学校	亀戸四丁目 2 6 番 2 2 号
江東区第 2 8 投票区	第一亀戸小学校	亀戸二丁目 5 番 7 号
江東区第 2 9 投票区	水神小学校	亀戸五丁目 2 2 番 2 2 号
江東区第 3 0 投票区	第三亀戸中学校	亀戸一丁目 1 2 番 1 0 号
江東区第 3 1 投票区	第二亀戸小学校	亀戸六丁目 3 6 番 1 号
江東区第 3 2 投票区	浅間堅川小学校	亀戸九丁目 2 2 番 4 号
江東区第 3 3 投票区	青少年交流プラザ	亀戸七丁目 4 1 番 1 6 号
江東区第 3 4 投票区	亀戸中学校	亀戸九丁目 2 番 2 号
江東区第 3 5 投票区	第一大島小学校	大島二丁目 4 1 番 4 号
江東区第 3 6 投票区	第二大島中学校	大島三丁目 2 7 番 1 8 号
江東区第 3 7 投票区	大島南央小学校	大島四丁目 1 8 番 5 号
江東区第 3 8 投票区	大島幼稚園	大島五丁目 3 8 番 1 号
江東区第 3 9 投票区	第四大島小学校	大島六丁目 7 番 8 号
江東区第 4 0 投票区	第三大島小学校	大島九丁目 5 番 3 号
江東区第 4 1 投票区	大島中学校	大島八丁目 1 2 番 2 2 号
江東区第 4 2 投票区	北砂小学校	北砂一丁目 3 番 3 6 号
江東区第 4 3 投票区	砂町小学校	北砂四丁目 1 3 番 2 3 号
江東区第 4 4 投票区	小名木川小学校	北砂五丁目 2 2 番 1 0 号
江東区第 4 5 投票区	亀高小学校	北砂五丁目 2 0 番 1 6 号
江東区第 4 6 投票区	第六砂町小学校	北砂六丁目 2 6 番 6 号
江東区第 4 7 投票区	東砂小学校	東砂二丁目 1 2 番 1 4 号
江東区第 4 8 投票区	第七砂町小学校	東砂三丁目 2 1 番 5 号
江東区第 4 9 投票区	東砂スポーツセンター	東砂四丁目 2 4 番 1 号
江東区第 5 0 投票区	第四砂町小学校	南砂二丁目 1 3 番 1 8 号
江東区第 5 1 投票区	第三砂町小学校	南砂六丁目 3 番 1 3 号
江東区第 5 2 投票区	第二砂町小学校	東砂七丁目 1 7 番 3 0 号
江東区第 5 3 投票区	南砂小学校	南砂二丁目 3 番 2 1 号
江東区第 5 4 投票区	第三砂町中学校	南砂三丁目 1 0 番 3 号
江東区第 5 5 投票区	第二砂町中学校	東砂八丁目 1 0 番 9 号
江東区第 5 6 投票区	有明西学園	有明一丁目 7 番 1 3 号
江東区第 5 7 投票区	豊洲シビックセンター	豊洲二丁目 2 番 1 8 号

◎江東区選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項により準用される第39条（及び第40条第1項但書）の規定により、令和6年4月28日執行の衆議院議員補欠選挙（東京都第15区）における期日前投票所を次のとおり定める。

令和6年4月16日

江東区選挙管理委員会

期日前投票所の建物名称	所在地	当該期日前投票所を設ける期間及び時間
江東区役所	江東区東陽四丁目11番28号	令和6年4月17日から4月27日まで 午前8時30分から午後8時まで
豊洲シビックセンター	江東区豊洲二丁目2番18号	
森下文化センター	江東区森下三丁目12番17号	
富岡区民館	江東区富岡一丁目16番12号	
小松橋区民館	江東区扇橋二丁目1番5号	
カメリアプラザ	江東区亀戸二丁目19番1号	
総合区民センター	江東区大島四丁目5番1号	
砂町区民館	江東区北砂四丁目7番3号	
南砂区民館	江東区南砂六丁目8番3号	

◎江東区選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第2項により読み替えて適用される第48条の2第1項の規定により、令和6年4月28日執行の衆議院議員補欠選挙（東京都第15区）における在外選挙人に係る期日前投票所を、次のとおり指定する。

令和6年4月16日

江東区選挙管理委員会

期日前投票所の建物名称	所在地	当該期日前投票所を設ける期間及び時間
江東区役所	江東区東陽四丁目11番28号	令和6年4月17日から4月27日まで 午前8時30分から午後8時まで

◎江東区選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和6年4月28日執行の衆議院議員補欠選挙（東京都第15区）における投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任した。

令和6年4月16日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和6年4月28日執行の衆議院議員補欠選挙（東京都第15区）における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任した。

令和6年4月16日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第20号

令和6年4月16日付江東区選挙管理委員会告示第19号の一部を別紙のように改める。

令和6年4月20日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第21号

令和6年4月16日付江東区選挙管理委員会告示第19号の一部を別紙のように改める。

令和6年4月21日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第22号

令和6年4月16日付江東区選挙管理委員会告示第19号の一部を別紙のように改める。

令和6年4月22日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

告 示 (選 挙 長)

◎衆議院議員補欠選挙（東京都第 15 区）選挙長
告示第 1 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 7 条において準用する同法第 6 条第 6 項の規定により、令和 6 年 4 月 28 日執行の衆議院議員補欠選挙（東京都第 15 区）における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 16 日

衆議院議員補欠選挙（東京都第 15 区）
選挙長 小 西 典 子

- 1 場所 江東区役所
江東区東陽四丁目 1 1 番 28 号
- 2 日時 令和 6 年 4 月 25 日
午後 5 時 30 分 開始

告 示 (監)

◎江東区監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 19 条第 9 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令甲第 1 号）第 17 条の規定に基づき、令和 5 年度随時監査の結果を別紙のとおり公表する。

なお、釧先委員及び河野委員は、就任前のため、本監査には関与していない。

令和 6 年 4 月 15 日

江東区監査委員	松 土 英 男
同	藏 田 朝 彦
同	釧 先 美 彦
同	河 野 清 史

〔別紙〕

令和 5 年度 随時監査（工事）報告書

第 1 監査の範囲

- 1 監査の対象事項
令和 5 年度実施工事のうち下記工事の施工状況を対象とした。
 - (1) 江東区塩浜福祉プラザ改修工事
 - (2) 巽橋架替工事（その 1）
 - (3) 亀堀公園改修工事及び公衆便所改築工事
 - (4) 江東区立明治小学校校舎その他改修工事
- 2 監査の対象部課
 - (1) 総務部営繕課
 - (2) 土木部道路課、河川公園課
 - (3) 教育委員会事務局学校施設課
- 3 監査の実施期日
令和 6 年 1 月 26 日

第 2 監査の手続
監査の対象工事について、工事概要調書及び工事工程表等の資料を求め、監査当日は、監査事務局にて、所管課長からの工事概要等の説明、質疑応答等を行った後、各工事現場において関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類との照査突合等、必要と認める監査を実施した。

第 3 監査の結果
工事は、おおむね適正に進捗しており、特に指摘する事項はない。
なお、監査の際に散見された軽微な誤りについては、口頭で改善を促した。

◎江東区監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 19 条第 9 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令甲第 1 号）第 17 条の規定に基づき、令和 5 年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

なお、釧先委員と河野委員は、就任前のため、
本監査に関与していない。

令和6年4月15日

江東区監査委員	松	土	英	男
同	藏	田	朝	彦
同	釧	先	美	彦
同	河	野	清	史

〔別紙〕

令和5年度財政援助団体等監査報告書

第1 監査の範囲

1 監査の対象事項

財政援助団体等監査は、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第1条及び第2条第1項第3号（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第7項）の規定に基づき、区が財政的援助を与えている団体等について実施する監査である。

令和5年度監査の対象事項は、次のとおりである。併せて、監査対象団体の所管部による指導監督の状況についても監査した。

- (1) 令和4年度に区が補助金（助成金を含む）を交付した団体（以下「補助金交付団体」という。）における出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るもの
- (2) 区が出資している団体（以下「出資団体」という。）の出納その他の事務で、令和4年度の執行に係るもの
- (3) 地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者として区の公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務で、令和4年度の執行に係るもの

2 監査の対象団体、所管部等

対象団体	対 象 事 項 による区分	対象施設・組織・事業	所管部
江東区民まつり中央実行委員会	補助金交付		地域振興部
公益財団法人江東区文化コミュニティ財団	補助金交付 出資 指定管理	管理課、豊洲文化センター、 亀戸文化センター（商工情報センター含む）、東大島文化センター	地域振興部
公益財団法人江東区健康スポーツ公社	補助金交付 出資 指定管理	事務局、健康センター、深川北スポーツセンター、深川スポーツセンター	地域振興部 健康部（保健所）
社会福祉法人江東区社会福祉協議会	補助金交付	事務局	福祉部
公益社団法人江東区シルバー人材センター	補助金交付		福祉部
社会福祉法人ゆめグループ福祉会	補助金交付	ドリーム第2、ふれあい工房	障害福祉部

社会福祉法人雲柱社	補助金交付 指定管理	深川北子ども家庭支援センター	こども未来部
社会福祉法人光聖会	補助金交付 指定管理	亀高保育園	こども未来部
HITOWAキッズライフ株式会社	補助金交付	太陽の子 大島五丁目保育園、 太陽の子 南砂2丁目保育園	こども未来部

3 監査の実施期日

令和5年10月2日から同年11月28日までのうち20日間

第2 監査の方法、着眼点等

1 監査の方法

対象団体からは令和4年度事業報告書、出納関係帳票等、所管部からは補助金支出団体決算状況調書及び財政援助団体等決算状況調書その他の資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ関係帳簿と証拠書類とを照査突合し、監査した。

また、事務局職員による事務監査を専門的視点から補完するため、公認会計士による会計関係書類の調査を併せて実施した。対象とした団体は、公益社団法人江東区シルバー人材センター、社会福祉法人ゆめグループ福祉会、社会福祉法人雲柱社、社会福祉法人光聖会、HITOWAキッズライフ株式会社の5団体である。

2 主な着眼点

(1) 補助金交付団体

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされているか。
- イ 補助事業は、補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われているか。
- ウ 補助に係る会計経理内容は、適正か。

(2) 出資団体

- ア 出資の目的に沿って運営されているか。
- イ 会計処理に係る内部統制が整備され、適切に運用されているか。

(3) 指定管理者

- ア 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結が適法に行われているか。
- イ 所管部からの指導監督が適正になされているか。
- ウ 協定の内容に基づき、指定管理者の義務が履行されているか。

エ 管理業務に係る会計経理内容は、適正か。

3 その他

本報告書において、指定管理者による管理業務に係る委託費を「指定管理料」という。

第3 監査対象団体の概要及び監査結果

令和5年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次のとおりである。

1 江東区民まつり中央実行委員会

(1) 団体の概要

江東区民まつり中央実行委員会（以下「中央実行委員会」という。）は、江東区民まつり開催要綱（平成10年5月28日江地生発第9号）及び江東区民まつり中央実行委員会設置要綱（平成10年5月28日江地生発第10号）に基づき、江東区民まつり中央まつりの企画及び運営並びに地区まつりの企画及び運営を行う各地区実行委員会との連絡調整等に当たるために設置された団体であり、区内各種団体の代表者及び区職員等で組織されている。

(2) 区との関係

区は、中央実行委員会に対して、江東区民まつりに係る経費として、補助金を交付した。

なお、地区まつりに対する補助金は、中央実行委員会が各地区実行委員会に対し、前記区からの補助金の中から交付している。

ア 根拠法令等

江東区民まつり開催要綱及び江東区民まつり補助金交付要綱（平成20年4月1日20江区地第384号）

イ 補助金額

	金 額	摘 要
交付金額	57,446,000円	概算払等
確定金額	57,446,000円	
精算金額	0円	

ウ 補助事業の概要

江東区民まつりは、江東区民まつり開催要綱に基づき、人情にあふれる快適なまちづくりの推進を趣旨として開催されているものであり、中央まつりと地区まつりで構成されている。

令和4年度江東区民まつりにおいて、第40回中央まつりは10月15日及び16日の2日間にわたり開催した。

なお、地区まつりは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催は中止となった。

(3) 財政の状況

中央実行委員会は、主として区からの補助金収入をもって運営されている。令和4年度における収支決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
収入	83,845,969円	
区補助金等	57,446,000円	
協賛金等	23,428,500円	企業・団体協賛金、出店者負担金等
積立金	2,287,469円	周年記念大会事業積立金
その他	684,000円	東京地域芸術文化助成など
支出	74,213,208円	
中央まつり経費	73,245,356円	
広報費	1,295,877円	ポスター・ガイド印刷費等
会場費	39,249,065円	会場設備設置委託等
催事費	31,748,178円	イベント実施委託等
運営費	952,236円	会議費、事務局費
地区まつり補助金	967,852円	各地区実行委員会への交付
亀戸地区	893,222円	
大島地区	74,630円	
砂町地区	0円	
収支差額	9,632,761円	積立金

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

2 公益財団法人江東区文化コミュニティ財団

(1) 団体の概要

ア 概要

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団（以下「財団」という。）は、昭和57年3月に財団法人江東区地域振興会として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行し、併せて名称を変更した。

財団は、コミュニティの振興を図るとともに、文化の振興に関する事業を行うことによって地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① コミュニティの振興に関する事業
- ② 文化振興に関する事業
- ③ 江東区から受託する文化、コミュニティに関する事業
- ④ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

イ 組織

財団は、役員10名（理事長1名、常務理事1名、理事6名、監事2名）及び職員128名（うち区派遣職員3名）で構成される（令和5年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、財団に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は財団を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(ア) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例（昭和61年3月江東区条例第9号）及び同施行規則（昭和61年3月江東区規則第24号）

(イ) 補助金額

交 付 対 象	令 和 4 年 度	令 和 3 年 度
文化センター（7館）・総合区民センター・江東公会堂	879,210,826円	877,089,852円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	113,677,046円	118,550,723円
合 計	992,887,872円	995,640,575円

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産及び追加出資として3億円、運用財産として1千万円、合計3億1千万円を出資している。なお、令和4年度末の基

本財産は、3億5千万円である。

ウ 指定管理

(ア) 指定管理対象施設

- | | |
|-------------|------------|
| ① 江東区文化センター | ⑧ 総合区民センター |
| ② 森下文化センター | ⑨ 江東公会堂 |
| ③ 古石場文化センター | ⑩ 商工情報センター |
| ④ 豊洲文化センター | ⑪ 芭蕉記念館 |
| ⑤ 亀戸文化センター | ⑫ 深川江戸資料館 |
| ⑥ 東大島文化センター | ⑬ 中川船番所資料館 |
| ⑦ 砂町文化センター | |

(イ) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(ウ) 指定管理料

施 設 内 訳	令和 4 年度	令和 3 年度
文化センター (7館)・総合区民センター・江東公会堂・商工情報センター	703,438,581円	715,561,911円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	100,368,689円	104,119,313円
合 計	803,807,270円	819,681,224円

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

財団は、主として補助金等収入、利用料金収入、事業収入等をもって運営されている。令和4年度における収支決算は、別表1-1のとおりである。

イ 財政状態

令和4年度末における財政状態は、別表1-2のとおりである。

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

イ 財団は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統制は整備され、適切に運用されていると認められる。

- ウ 指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。
また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

別表1-1 収支決算

(単位:円)

	令和4年度	令和3年度	増 減	摘 要
収入	2,430,308,846	2,390,087,900	40,220,946	
基本財産運用収入	99,035	36,000	63,035	
特定資産運用収入	37,184	17,152	20,032	
事業収入	139,424,722	118,504,351	20,920,371	受講料収入、入場料収入、参加費収入等
利用料金収入	432,084,191	365,504,586	66,579,605	施設利用料金収入、器具利用料金収入、駐車場利用料金収入等
補助金等収入	1,819,570,507	1,837,510,060	△ 17,939,553	
補助金収入	992,887,872	995,640,575	△ 2,752,703	区補助金
受託収入	803,807,270	820,528,224	△ 16,720,954	区指定管理料等
助成金等収入	22,875,365	21,341,261	1,534,104	
文化振興事業積立預金取崩収入	8,024,000	10,088,000	△ 2,064,000	
退職給付引当資産取崩収入	23,702,204	51,366,275	△ 27,664,071	
寄附金収入	4,488,408	4,055,086	433,322	
雑収入	3,429	2,064	1,365	受取利息収入等
前期繰越収支差額	2,875,166	3,004,326	△ 129,160	
支出	2,427,792,195	2,387,212,734	40,579,461	
事業費支出	1,361,787,256	1,285,123,723	76,663,533	
コミュニティ振興事業費支出	55,021,663	55,149,338	△ 127,675	
グループ育成事業費支出	29,777,744	26,690,669	3,087,075	
情報収集・提供事業費支出	27,731,887	24,906,237	2,825,650	
文化芸術振興事業費支出	68,544,399	57,222,332	11,322,067	
併設記念館展示事業費支出	3,188,227	3,272,923	△ 84,696	
歴史文化施設事業費支出	29,891,390	25,381,736	4,509,654	
文化センター等事業費支出	—	847,000	皆減	
施設管理事業費支出	1,139,676,335	1,083,875,159	55,801,176	
利用者支援事業費支出	7,955,611	7,778,329	177,282	
法人管理運営費支出	974,092,589	1,010,067,533	△ 35,974,944	
人件費支出	894,910,551	925,059,476	△ 30,148,925	
法人管理事務費支出	76,575,654	83,759,223	△ 7,183,569	
法人運営費支出	2,606,384	1,248,834	1,357,550	
文化振興事業積立預金支出	6,875,166	7,004,326	△ 129,160	
文化振興事業積立預金資産取得支出	504	1,019	△ 515	
退職給付引当資産支出	85,036,680	85,016,133	20,547	
収支差額	2,516,651	2,875,166	△ 358,515	

別表1-2 財政状態

(単位:円、%)

		令和4年度 (令和5年3月31日現在) (A)	令和3年度 (令和4年3月31日現在) (B)	増(△)減	
				金 額 (A－B)	率 ((A－B)/B×100)
資産の部					
	流動資産	370,949,542	318,612,300	52,337,242	16.4
	現金	2,754,328	3,810,941	△ 1,056,613	△ 27.7
	普通預金	329,149,977	281,532,310	47,617,667	16.9
	未収金	27,971,148	20,762,365	7,208,783	34.7
	前払金	605,940	459,060	146,880	32.0
	棚卸資産	10,468,149	12,047,624	△ 1,579,475	△ 13.1
	固定資産	1,107,979,075	1,050,293,106	57,685,969	5.5
	基本財産	350,000,000	350,000,000	0	0.0
	特定資産	757,979,041	697,792,895	60,186,146	8.6
	文化振興事業積立預金	14,879,681	16,028,011	△ 1,148,330	△ 7.2
	退職給付引当資産	743,099,360	681,764,884	61,334,476	9.0
	その他固定資産	34	2,500,211	△ 2,500,177	△ 100.0
	什器備品	34	4,650	△ 4,616	△ 99.3
	リース資産	－	2,495,561	△ 2,495,561	皆減
	資産合計		1,478,928,617	1,368,905,406	110,023,211
負債の部					
	流動負債	402,114,719	347,880,148	54,234,571	15.6
	未払金	317,137,403	269,964,294	47,173,109	17.5
	前受金	17,274,500	15,021,880	2,252,620	15.0
	預り金	23,552,839	18,703,336	4,849,503	25.9
	リース債務	－	2,752,835	△ 2,752,835	皆減
	賞与引当金	44,149,977	41,437,803	2,712,174	6.5
	固定負債	973,772,085	947,408,281	26,363,804	2.8
	退職給付引当金	973,772,085	947,408,281	26,363,804	2.8
負債合計		1,375,886,804	1,295,288,429	80,598,375	6.2
正味財産の部					
	指定正味財産	302,000,000	301,000,000	1,000,000	0.3
	(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	(0)	0.0
	(うち特定資産への充当額)	(2,000,000)	(1,000,000)	(1,000,000)	100.0
	一般正味財産	△ 198,958,187	△ 227,383,023	28,424,836	△ 12.5
	(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	(0)	0.0
	(うち特定資産への充当額)	(12,879,681)	(15,028,011)	(△2,148,330)	△ 14.3
正味財産合計		103,041,813	73,616,977	29,424,836	40.0
負債及び正味財産合計		1,478,928,617	1,368,905,406	110,023,211	8.0

3 公益財団法人江東区健康スポーツ公社

(1) 団体の概要

ア 概要

公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下「公社」という。）は、昭和62年10月に財団法人として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行した。

公社は、健康増進及びスポーツ振興の事業を推進し、もって健康な体力づくりを通じて地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① 健康増進のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ② 健康増進のための健康測定及び健康の保持増進に関する事業
- ③ スポーツ振興のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ④ スポーツ振興のためのスポーツ教室等に関する事業
- ⑤ スポーツ振興のための体力づくりに関する事業
- ⑥ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

イ 組織

公社は、役員11名（理事長1名、常務理事1名、理事7名、監事2名）及び職員66名（うち区派遣職員2名）で構成される（令和5年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、公社に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は公社を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(ア) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例及び同施行規則

(イ) 補助金額

交 付 対 象	令和 4 年度	令和 3 年度
健康センター	44,427,913円	57,464,093円
スポーツ施設	664,473,883円	663,965,002円
法人管理費	122,961,009円	103,597,136円
合 計	831,862,805円	825,026,231円

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産として、3億円を出資している。なお、令和4年度末の基本財産は、3億円である。

ウ 指定管理

(ア) 指定管理対象施設

- ① 健康センター
- ② 深川北スポーツセンター
- ③ 深川スポーツセンター
- ④ 有明スポーツセンター
- ⑤ 亀戸スポーツセンター
- ⑥ スポーツ会館
- ⑦ 東砂スポーツセンター

(イ) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(ロ) 指定管理料

施設等内訳	令和4年度	令和3年度
健康センター	69,592,444円	65,389,066円
スポーツ施設	759,664,366円	760,101,091円
スポーツネット管理業務	16,551,001円	16,290,292円
合 計	845,807,811円	841,780,449円

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

公社は、主として補助金等収入、事業収入等をもって運営されている。
令和4年度における収支決算は、別表2-1のとおりである。

イ 財政状態

令和4年度末における財政状態は、別表2-2のとおりである。

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

イ 公社は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統制は整備され、適切に運用されていると認められる。

ウ 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。

エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

別表2-1 収支決算

(単位:円)

	令和4年度	令和3年度	増 減	摘 要
収入	2,053,494,969	1,862,723,677	190,771,292	
基本財産運用収入	24,208	25,691	△ 1,483	
事業収入	338,546,810	178,977,666	159,569,144	健康事業収入、スポーツ事業収入、 利用料収入等
補助金等収入	1,678,070,616	1,666,806,680	11,263,936	
補助金収入	831,862,805	825,026,231	6,836,574	区補助金
受託事業収入	845,807,811	841,780,449	4,027,362	区指定管理料
助成金等収入	400,000	0	400,000	
退職給付引当預金取崩収入	35,892,768	15,630,521	20,262,247	
雑収入	960,567	1,283,119	△ 322,552	受取利息収入、公衆電話収入等
前期繰越収支差額	0	0	0	
支出	2,053,494,969	1,862,723,677	190,771,292	
事業費支出	1,891,054,017	1,741,324,810	149,729,207	
人件費	193,212,501	208,930,089	△ 15,717,588	
健康増進事業費ほか5事業費	483,759,099	437,665,497	46,093,602	体力づくり事業費、スポーツ教室 事業費等
健康センター管理事業費	78,766,887	68,597,977	10,168,910	
スポーツ施設管理事業費	1,118,764,529	1,009,840,955	108,923,574	
スポーツネット管理事業費	16,551,001	16,290,292	260,709	
管理費支出	142,629,694	109,363,595	33,266,099	
管理費	141,153,141	107,864,779	33,288,362	
運営費	1,476,553	1,498,816	△ 22,263	
健康スポーツ事業積立預金支出	272	272	0	
退職給付引当預金支出	19,810,986	12,035,000	7,775,986	
収支差額	0	0	0	

別表2-2 財政状態

(単位:円、%)

		令和4年度 (令和5年3月31日現在) (A)	令和3年度 (令和4年3月31日現在) (B)	増(△)減	
				金 額 (A－B)	率 ((A－B)/B×100)
資産の部					
	流動資産	428,541,477	270,620,802	157,920,675	58.4
	現金	3,121,610	2,480,820	640,790	25.8
	普通預金	410,929,795	252,708,688	158,221,107	62.6
	立替金	150,000	878,390	△ 728,390	△ 82.9
	未収金	14,168,296	14,095,185	73,111	0.5
	商品	304,776	618,719	△ 313,943	△ 50.7
	貸倒引当金	△ 133,000	△ 161,000	28,000	17.4
	固定資産	542,806,876	548,146,702	△ 5,339,826	△ 1.0
	基本財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
	特定資産	97,118,451	113,199,961	△ 16,081,510	△ 14.2
	退職給付引当資産	83,500,283	99,582,065	△ 16,081,782	△ 16.1
	健康スポーツ事業積立資産	13,618,168	13,617,896	272	0.0
	その他固定資産	145,688,425	134,946,741	10,741,684	8.0
	資産合計	971,348,353	818,767,504	152,580,849	18.6
負債の部					
	流動負債	491,830,220	337,722,545	154,107,675	45.6
	未払金	390,027,120	248,366,399	141,660,721	57.0
	預り金	7,190,031	5,842,944	1,347,087	23.1
	前受金	31,152,550	15,953,740	15,198,810	95.3
	賞与引当金	14,522,684	13,712,173	810,511	5.9
	短期リース債務	48,937,835	53,847,289	△ 4,909,454	△ 9.1
	固定負債	331,455,931	331,975,698	△ 519,767	△ 0.2
	退職給付引当金	232,894,422	248,864,614	△ 15,970,192	△ 6.4
	長期リース債務	98,561,509	83,111,084	15,450,425	18.6
負債合計	823,286,151	669,698,243	153,587,908	22.9	
正味財産の部					
	指定正味財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
	(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	(0)	0.0
	一般正味財産	△ 151,937,798	△ 150,930,739	△ 1,007,059	△ 0.7
	(うち特定資産への充当額)	(13,618,168)	(13,617,896)	(272)	0.0
正味財産合計	148,062,202	149,069,261	△ 1,007,059	△ 0.7	
負債及び正味財産合計	971,348,353	818,767,504	152,580,849	18.6	

4 社会福祉法人江東区社会福祉協議会

(1) 団体の概要

ア 概要

社会福祉法人江東区社会福祉協議会（以下「法人」という。）は、昭和28年3月に任意団体として発足し、同39年7月に社会福祉事業法（現・社会福祉法）（昭和26年法律第45号）第29条に規定する社会福祉法人認可を受けた団体である。社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会として、地域福祉の増進のため、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行っている。

イ 組織

法人は、役員17名（会長1名、副会長4名、常務理事1名、理事9名、監事2名）及び職員86名（うち区派遣職員5名）で構成される（令和5年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、法人に対して、管理運営事業及び施設運営事業、ボランティア活動推進事業、応急小口福祉資金貸付事業、ホームヘルプサービス事業、福祉機器リサイクル事業、法人後見等事業、地域福祉コーディネーター事業及び新型コロナウイルス感染症包括支援事業に必要な経費として、補助金を交付した。

ア 根拠法令等

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月江東区条例第5号）及び同施行規則（昭和58年4月江東区規則第20号）並びに社会福祉法人江東区社会福祉協議会に対する助成の手続に関する要綱（昭和58年10月1日江厚福発第856号）

江東区障害福祉サービス事業所等従事者・利用者PCR検査実施支援事業補助金交付要綱（令和3年4月16日3江障施第182号）

イ 補助金額

交 付 対 象	令和 4 年度	令和 3 年度
社会福祉協議会事業費助成事業	152,973,506円	140,050,107円
管理運営事業及び施設運営事業	134,901,717円	122,586,461円
応急小口福祉資金貸付事業	1,524,672円	1,596,261円
ホームヘルプサービス事業	3,575,526円	3,696,432円
福祉機器リサイクル事業	313,544円	160,025円

法人後見等事業	7,472,282円	7,000,972円
地域福祉コーディネーター事業	5,185,765円	5,009,956円
ボランティアセンター運営費助成事業	34,699,772円	35,753,641円
ボランティア活動推進事業	34,699,772円	35,753,641円
江東区障害福祉サービス事業所等従事者・利用者PCR検査実施支援事業	6,001,380円	6,410,550円
新型コロナ感染症包括支援事業	6,001,380円	6,410,550円
合 計	193,674,658円	182,214,298円

※管理運営事業及び施設運営事業は、事務局職員人件費、福利厚生費、パソコンリース料、光熱水費等である。

(3) 財政の状況

法人は、主として区及び東京都社会福祉協議会からの受託金収入のほか、区補助金収入、寄附金収入、共同募金配分金収入、会費収入等をもって運営されている。令和4年度における資金収支決算は、次のとおりである。

ア 地域福祉推進事業

	令和 4 年度	令和 3 年度
収 入 (1)	561,802,026円	500,884,322円
支 出 (2)	563,052,890円	498,640,429円
前期末支払資金残高(3)	40,398,292円	38,154,399円
収支差額(1)-(2)+(3)	39,147,428円	40,398,292円

※歳末たすけあい運動事業は地域福祉推進事業に含む。

イ 応急小口福祉資金貸付事業

	令和 4 年度	令和 3 年度
収 入 (1)	2,152,572円	3,534,085円
支 出 (2)	2,038,672円	2,344,761円
前期末支払資金残高(3)	34,259,265円	33,069,941円
収支差額(1)-(2)+(3)	34,373,165円	34,259,265円

ウ 障害者福祉センター事業

	令和 4 年度	令和 3 年度
収 入 (1)	414,313,604円	414,102,193円
支 出 (2)	415,349,338円	414,144,796円
前期末支払資金残高(3)	1,035,734円	1,078,337円
収支差額(1)-(2)+(3)	0円	1,035,734円

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

5 公益社団法人江東区シルバー人材センター

(1) 団体の概要

ア 概要

公益社団法人江東区シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、昭和54年に任意団体「江東区高齢者事業団」として設立された団体である。その後、昭和55年の法人認可を経て、平成23年4月、公益社団法人に移行した。

センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項の指定を受け、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供等を行っている。

センターの仕組みは、次のとおりである。

センターは、企業、家庭、公共団体等の発注者と請負契約又は委任契約を締結する。その契約を受けて、センターは会員に仕事を提供し、会員は引き受けた仕事を完成又は遂行し、実績に応じて報酬を配分金として受け取る。なお、会員は、年度会費として2,000円をセンターに支払わなければならない。

イ 組織

センターは、役員17名（会長1名、副会長1名、常務理事1名、理事12名、監事2名）及び職員16名（うち区派遣職員2名）で構成され、会員総数は、2,460名であった（令和5年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、センターに対して、管理運営費（人件費等）につき補助金を交付した。

ア 根拠法令等

江東区補助金等交付事務規則（平成20年3月江東区規則第24号）及び公益社団法人江東区シルバー人材センター管理運営費補助金事務処理要領（平成24年4月1日24江福高第1号）

イ 補助金額

	金 額	摘 要
交付金額	62,858,000円	概算払等
確定金額	62,858,000円	
精算金額	0円	

(3) 監査対象事項に係る財政状況

センターは、主として区及び国庫からの補助金収入のほか、事業収入及び会費収入をもって運営されている。令和4年度における区からの補助金に係る収支決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
収入	62,858,000円	
区補助金	62,858,000円	
支出	62,858,000円	
事業費	49,858,000円	職員基本給、職員特別手当、職員諸手当、法定福利費、賃借料等
管理費	13,000,000円	職員基本給、職員特別手当、職員諸手当、法定福利費、退職給付費用
収支差額	0円	

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

6 社会福祉法人ゆめグループ福祉会

(1) 団体の概要

社会福祉法人ゆめグループ福祉会（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業のうち障害福祉サービス事業の経営、移動支援事業の経営及び特定相談支援事業の経営を行っている。

(2) 区との関係

法人は、区内において障害福祉サービス等の以下の事業を運営している。

- ① 居宅介護・重度訪問介護・同行援護（地域交流支援センター）
- ② 生活介護（ネットワークゆめ工房）
- ③ 共同生活援助（丸山ハイツ、東砂ハウス、ひだまり第3、ひだまり第4、ひだまり第5、いぶき寮）
- ④ 就労継続支援（B型）（ゆめ工房、ゆめ工房北砂、ドリームクラブハウス、ドリーム第2、ドリーム第3、リサイクル工房サラエ、ふれあい工房）
- ⑤ 計画相談支援（ゆめ相談支援事業所）
- ⑥ 生活支援必要者に対する住居提供・確保事業（ひだまり、ひだまり第2）

区は、法人に対して、補助金を交付した。今年度は、以下の施設にかかる監査を実施した。

ア 監査対象施設

ドリーム第2、ふれあい工房

イ 根拠法令等

- ① 江東区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱（平成23年4月1日23江福障第1084号。以下「日中活動系サービス推進事業補助要綱」という。）
- ② 江東区障害福祉サービス及び障害児通所支援事業運営助成金交付要綱（平成20年4月1日20江保障第2876号。以下「障害福祉サービス等運営助成要綱」という。）
- ③ 江東区障害福祉サービス事業所等従事者・利用者PCR検査実施支

援事業補助金交付要綱（令和3年4月16日3江障施第182号。以下「PCR検査実施支援事業補助要綱」という。）

- ④ 江東区障害福祉サービス事業所等物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱（令和4年10月21日4江障施第1086号。以下「物価高騰緊急支援事業補助要綱」という。）

ウ 補助金額

施 設 名	金 額	補助の根拠規程
ドリーム第2	13,527,000円	日中活動系サービス推進事業補助要綱
	6,000,000円	障害福祉サービス等運営助成要綱
	1,930,000円	PCR検査実施支援事業補助要綱
	300,000円	物価高騰緊急支援事業補助要綱
計	21,757,000円	
ふれあい工房	8,007,000円	日中活動系サービス推進事業補助要綱
	6,000,000円	障害福祉サービス等運営助成要綱
	2,270,000円	PCR検査実施支援事業補助要綱
	300,000円	物価高騰緊急支援事業補助要綱
計	16,577,000円	

エ 補助事業の概要

就労継続支援等の障害福祉サービス事業運営に要する費用、従業者並びに利用者への新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の受診に要した費用及び光熱水費をはじめとする物価高騰の影響を受ける運営費用の一部補助を行った。

(3) 監査対象施設に係る財政の状況

法人は、主として自立支援給付費収入、補助金収入、就労支援事業収入等をもって運営されている。令和4年度における資金収支決算は、次のとおりである。

① ドリーム第2

収 入	支 出	収支差額
49,611,685円	48,747,266円	864,419円

② ふれあい工房

収 入	支 出	収支差額
50,485,107円	46,569,214円	3,915,893円

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

7 社会福祉法人雲柱社

(1) 団体の概要

社会福祉法人雲柱社（以下「法人」という。）は、キリスト精神に基づいて、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業のうち保育所の経営、地域子育て支援拠点事業の経営、一時預かり事業の経営等を行っている。

(2) 区との関係

法人は、区内において以下の施設を運営している。

- ① 子ども家庭支援センター（深川北、東陽、亀戸、大島、南砂）
- ② 児童館（亀戸児童館）
- ③ 認可保育所（神愛保育園、ともしび保育園）

区は、法人に対して、補助金を交付した。また、区は、法人を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。今年度は、以下の施設にかかる監査を実施した。

ア 監査対象施設

深川北子ども家庭支援センター

イ 補助金交付

(ア) 根拠法令等

江東区子ども家庭支援センター新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金交付要綱（令和2年10月23日2江ここ第2436号）

(イ) 補助金額

施 設 名	金 額	摘 要
深川北子ども家庭支援センター	892,519円	確定払い

(ウ) 補助事業の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に要する費用の一部補助を行った。

ウ 指定管理

(ア) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(イ) 指定管理料

施 設 名	令和4年度	令和3年度
深川北子ども家庭支援センター	55,588,000円	44,039,000円

(ウ) 指定管理業務

- ① 子育て相談連携事業、情報提供事業、利用者相互の交流支援事業、一時保育事業及び人材育成事業の実施に関する事
- ② 子ども家庭支援センターの施設の利用に関する事
- ③ 管理施設の維持管理に関する事

(3) 監査対象施設に係る財政状況

深川北子ども家庭支援センターは、主として指定管理料により運営されている。令和4年度における資金収支決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
事業活動による収支(1)	6,854,399円	
収入	58,522,943円	
保育事業収入	58,251,019円	区指定管理料、補助金等
受取利息配当金収入	81円	
その他の収入	271,843円	雑収入
支出	51,668,544円	
人件費支出	40,924,601円	
事業費支出	3,506,230円	
事務費支出	7,237,713円	
施設整備等による収支(2)	△439,008円	
収入	0円	
支出	439,008円	
その他の活動による収支(3)	△6,415,391円	
収入	1,081,460円	退職給付引当資産取崩収入
支出	7,496,851円	退職給付引当資産支出、拠点区分間繰入金支出
前期末支払資金残高(4)	0円	
収支差額(1)+(2)+(3)+(4)	0円	

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果

- 的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- イ 指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。
- また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容はおおむね適正であると認められる。
- ウ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

8 社会福祉法人光聖会

(1) 団体の概要

社会福祉法人光聖会（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉法に規定する第二種社会福祉事業のうち保育所の経営、小規模保育事業の経営、一時預かり事業等を行っている。

(2) 区との関係

法人は、区内において認可保育所（亀高保育園、蓮美幼児学園とよすナーサリー、蓮美幼児学園第2とよすナーサリー）を運営している。

区は、法人に対して、補助金を交付した。また、区は、法人を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。今年度は、以下の施設にかかる監査を実施した。

ア 監査対象施設

亀高保育園

イ 補助金交付

(ア) 根拠法令等

- ① 江東区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱（平成28年4月1日28江こ保第1834号。以下「職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱」という。）
- ② 江東区保育士等处遇改善臨時特例事業補助金交付要綱（令和4年2月10日3江こ保第2275号。以下「処遇改善臨時特例事業補助要綱」という。）
- ③ 江東区保育施設等におけるICT化推進事業補助金交付要綱（令和3年4月1日3江こ保第375号。以下「ICT化推進事業補助要綱」という。）
- ④ 江東区保育施設等物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱（令和4年10月21日4江こ保第1550号。以下「物価高騰緊急支援事業補助要綱」という。）
- ⑤ 江東区保育施設新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金交付要綱（令和2年3月23日31江こ計第1344号。以下「新型コロナ拡大防止対策事業補助要綱」という。）

- ⑥ 江東区保育施設等給食費緊急支援事業補助金交付要綱（令和4年6月30日4江こ保第1198号。以下「給食費緊急支援事業補助要綱」という。）

(イ) 補助金額

施 設 名	金 額	補助の根拠規程
亀高保育園	7,681,000円	職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱
	1,701,360円	処遇改善臨時特例事業補助要綱
	1,000,000円	I C T化推進事業補助要綱
	799,200円	物価高騰緊急支援事業補助要綱
	385,000円	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策事業補助要綱
	197,152円	給食費緊急支援事業補助要綱
計	11,763,712円	

(ウ) 補助事業の概要

職員宿舍の借り上げによる働きやすい環境の整備、保育士等の処遇改善に向けた賃金改善、I C T等を活用した業務システムの導入、物価高騰の影響を受ける光熱水費等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策及び原油価格や物価高騰による給食実施に要する費用の一部補助を行った。

ウ 指定管理

(ア) 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(イ) 指定管理料

施 設 名	令和 4 年度	令和 3 年度
亀高保育園	175,011,207円	171,735,266円

(ウ) 指定管理業務

江東区保育所条例（昭和36年3月江東区条例第9号）第9条第2項の規定による業務

- ① 保育事業（11時間開所保育・延長保育・産休明け保育・障害児保育・緊急一時保育）の実施
- ② 施設及び設備の維持管理に関すること

(3) 監査対象施設に係る財政状況

亀高保育園は、主として指定管理料や補助金により運営されている。令

和4年度における資金収支決算は、次のとおりである。

項 目		決 算 額	摘 要
事業活動による収支(1)		16,749,619円	
収入	収入	190,257,698円	
	保育事業収入	186,107,329円	区指定管理料、補助金等
	受取利息配当金収入	626円	
	その他の収入	4,149,743円	利用者等外給食費収入、雑収入
	支出	173,508,079円	
支出	人件費支出	129,834,051円	
	事業費支出	18,372,114円	
	事務費支出	23,692,004円	
	その他の支出	1,609,910円	利用者等外給食費支出等
施設整備等による収支(2)		△366,600円	
収入	収入	1,212,000円	
	支出	1,578,600円	
その他の活動による収支(3)		△16,090,000円	
収入	収入	910,000円	
	支出	17,000,000円	保育所施設・設備整備積立資産支出、拠点区分間繰入金支出
前期末支払資金残高(4)		29,122,466円	
収支差額(1)+(2)+(3)+(4)		29,415,485円	

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

イ 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督はおおむね適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務はおおむね履行されており、管理業務に係る会計経理内容はおおむね適正であると認められる。

ウ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

9 H I T O W A キッズライフ株式会社

(1) 団体の概要

H I T O W A キッズライフ株式会社（以下「会社」という。）は、平成9年2月に長谷川興産株式会社として設立し、平成21年4月に保育事業を開始した。平成29年11月に現在の社名に変更となり、子育て支援サービスに関する事業、子育て支援施設の展開、運営及びコンサルティング事業を行っている。

(2) 区との関係

会社は、区内において認可保育所（太陽の子 森下三丁目保育園、太陽の子 越中島保育園、太陽の子 潮見保育園、太陽の子 大島五丁目保育園、太陽の子 南砂2丁目保育園）を運営している。

区は、会社に対して、補助金を交付した。今年度は、以下の施設にかかる監査を実施した。

ア 監査対象施設

太陽の子 大島五丁目保育園、太陽の子 南砂2丁目保育園

イ 根拠法令等

- ① 江東区私立保育所等補助要綱（平成27年4月1日27江こ保第3093号。以下「私立保育所等補助要綱」という。）
- ② 江東区保育所等賃借料補助金交付要綱（平成29年4月1日29江こ保第2890号。以下「保育所等賃借料補助要綱」という。）
- ③ 江東区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成27年4月1日27江こ保第2365号。以下「キャリアアップ補助要綱」という。）
- ④ 江東区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱（平成28年4月1日28江こ保第1834号。以下「職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱」という。）
- ⑤ 江東区延長保育事業費補助要綱（平成11年3月9日江厚保発第562号。以下「延長保育事業費補助要綱」という。）
- ⑥ 江東区保育サービス推進事業補助金交付要綱（平成27年4月1日27江こ保第2742号。以下「保育サービス推進事業補助要綱」という。）
- ⑦ 江東区保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱（令和4年2月10日3江こ保第2275号。以下「処遇改善臨時特例事業補助要綱」という。）
- ⑧ 江東区保育施設等における I C T 化推進事業補助金交付要綱（令和3年4月1日3江こ保第375号。以下「I C T 化推進事業補助要綱」という。）

- ⑨ 江東区保育施設等物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱（令和4年10月21日4江こ保第1550号。以下「物価高騰緊急支援事業補助要綱」という。）
- ⑩ 江東区保育施設新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金交付要綱（令和2年3月23日31江こ計第1344号。以下「新型コロナ拡大防止対策事業補助要綱」という。）
- ⑪ 江東区保育施設等給食費緊急支援事業補助金交付要綱（令和4年6月30日4江こ保第1198号。以下「給食費緊急支援事業補助要綱」という。）
- ⑫ 江東区保育施設等帰宅困難者対策費補助金交付要綱（平成25年11月29日25江こ保第2433号。以下「帰宅困難者対策費補助要綱」という。）

ウ 補助金額

施 設 名	金 額	補助の根拠規程
太陽の子 大島五丁目保育園	29,743,125円	私立保育所等補助要綱
	13,677,000円	保育所等賃借料補助要綱
	8,439,000円	キャリアアップ補助要綱
	7,820,000円	職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱
	6,739,050円	延長保育事業費補助要綱
	1,876,000円	保育サービス推進事業補助要綱
	1,349,280円	処遇改善臨時特例事業補助要綱
	1,000,000円	I C T化推進事業補助要綱
	561,600円	物価高騰緊急支援事業補助要綱
	444,000円	新型コロナ拡大防止対策事業補助要綱
	125,840円	給食費緊急支援事業補助要綱
計	71,774,895円	

太陽の子 南砂2丁目保育園	29,606,857円	私立保育所等補助要綱
	8,524,000円	キャリアアップ補助要綱
	8,783,000円	職員宿舍借り上げ支援事業補助要綱
	6,640,920円	延長保育事業費補助要綱
	3,070,000円	保育サービス推進事業補助要綱
	1,605,180円	処遇改善臨時特例事業補助要綱
	1,000,000円	I C T 化推進事業補助要綱
	648,000円	物価高騰緊急支援事業補助要綱
	438,000円	新型コロナウイルス拡大防止対策事業補助要綱
	139,392円	給食費緊急支援事業補助要綱
	375,677円	帰宅困難者対策費補助要綱
計	60,831,026円	

エ 補助事業の概要

私立保育所施設運営、建物賃借料、保育士等のキャリアアップに向けた取組み、職員宿舍の借り上げによる働きやすい環境整備、時間延長の需要に対応する延長保育事業、特別保育や地域子育て支援の推進事業、保育士等の処遇改善に向けた賃金改善、I C T等を活用した業務システムの導入、物価高騰の影響を受ける光熱水費等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策、原油価格や物価高騰による給食実施及び大規模災害の発生時に備えて備蓄する飲料水や食糧の購入に要する費用の一部補助を行った。

(3) 監査対象施設に係る財政の状況

監査対象施設は、主として委託費収入、補助金収入等をもって運営されている。令和4年度における資金収支決算は、次のとおりである。

① 太陽の子 大島五丁目保育園

収 入	支 出	収支差額
178,555,802円	175,698,535円	2,857,267円

② 太陽の子 南砂2丁目保育園

収 入	支 出	収支差額
164,616,564円	171,563,925円	△6,947,361円

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

◎江東区監査委員告示第 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5
2 条の 3 8 第 6 項の規定により、包括外部監査の
結果に基づき講じた措置について、江東区長から
通知があったので、通知内容を次のとおり公表す
る。

令和 6 年 5 月 1 日

江東区監査委員 松 土 英 男

同 藏 田 朝 彦

同 釧 先 美 彦

同 河 野 清 史

記

- 1 令和 5 年度包括外部監査結果報告・措置概要
別紙のとおり
〔別紙省略〕